

環境負荷低減行動計画に関する取組状況等について

環境負荷低減行動計画とは、事業者が自らの責任において環境への負荷を低減するため、事業所の事業内容、形態等に応じて策定する行動計画であり、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の第7章第4節（第73条～第77条）で手続等を規定している。

このたび、環境負荷低減行動計画に関する取組状況等について、次のとおりとまとめた。

1 環境負荷低減行動事業所の数等について

令和7年3月31日現在、環境負荷低減行動事業所^{※1}は53事業所である。

このうち、環境行動事業所^{※2}として認定を受け環境への負荷の低減に取り組んでいる事業所は18事業所で、今年度環境負荷低減行動計画書提出対象事業所は1事業所であった。

※1 環境負荷低減行動事業所：環境負荷低減行動計画の作成と市への提出が必要な事業所。環境負荷低減行動計画の計画期間は5年間。

※2 環境行動事業所：環境管理システムを確立し、環境報告書の公表等を行っている事業所で、申請に基づき市が認定する。環境行動事業所は、環境負荷低減行動事業所であっても環境負荷低減計画の提出等の手続は免除される。

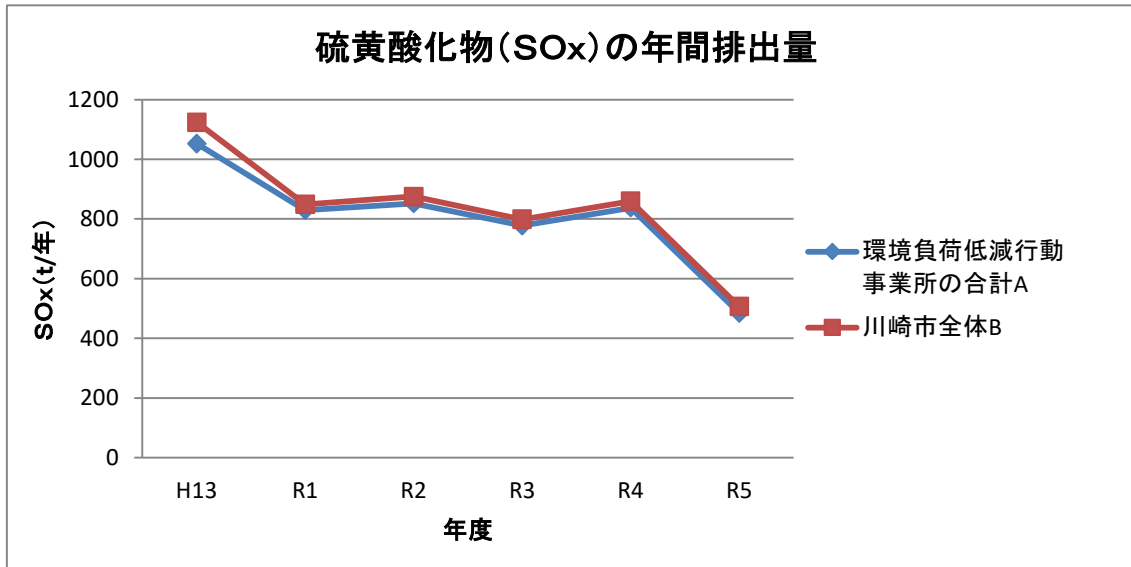
2 環境負荷低減行動事業所における環境への負荷の状況

令和5年度の環境負荷低減行動事業所の硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)、ばいじん及び塩化水素(HCl)の年間排出量の合計は以下、表とグラフの通りである。また、比較のため本市全体の排出量及び本制度が導入された平成13年度の排出量についても併せて記載した。

近年においては、平成13年度と比較すると4つの項目全てについて排出量が減少している。また、令和5年度において環境負荷低減行動事業所から排出されるSO_x、NO_x、ばいじんの量は市全体の95%以上、塩化水素についても86%以上を占めており、環境負荷低減行動事業所の排出量の増減が、市全体の排出量に大きく影響を及ぼすことが分かる。

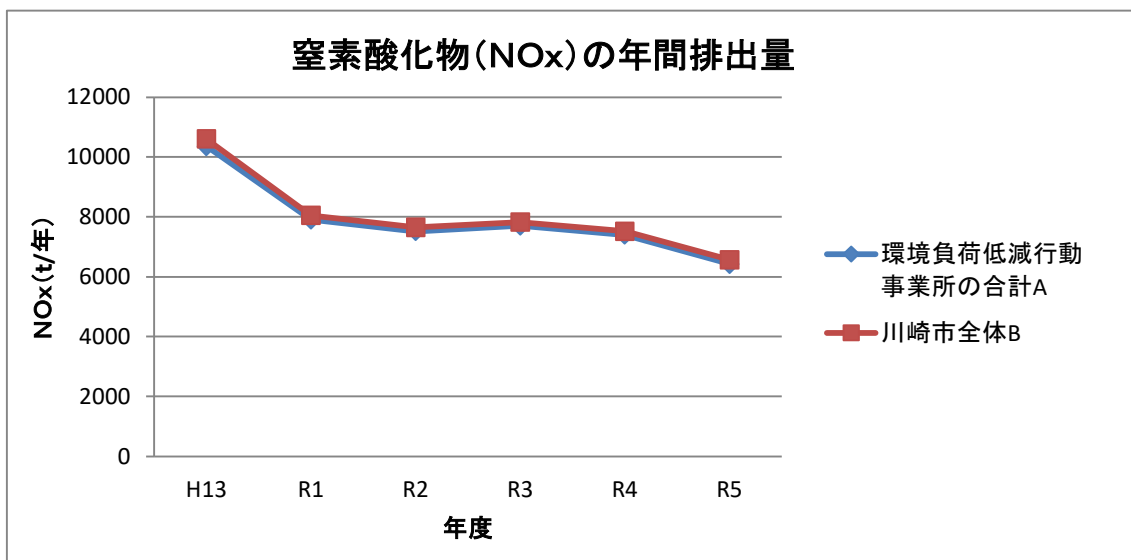
(1) 硫黄酸化物 (SO_x) の年間排出量 (トン/年)

年度	H13	R1	R2	R3	R4	R5
環境負荷低減行動事業所の合計A	1053	830	852	778	838	485
川崎市全体B	1124	849	875	799	860	507
A/B [%]	93.7	97.8	97.4	97.4	97.4	95.7



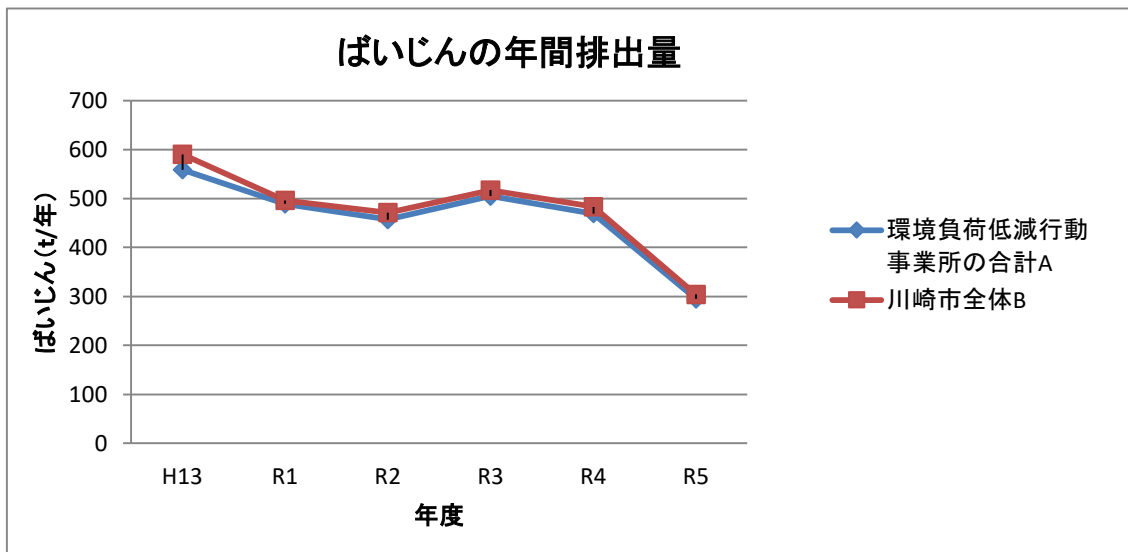
(2) 窒素酸化物 (NO_x) の年間排出量 (トン/年)

年度	H13	R1	R2	R3	R4	R5
環境負荷低減行動事業所の合計A	10360	7908	7519	7701	7398	6426
川崎市全体B	10609	8047	7652	7827	7527	6569
A/B [%]	97.7	98.3	98.3	98.4	98.3	97.8



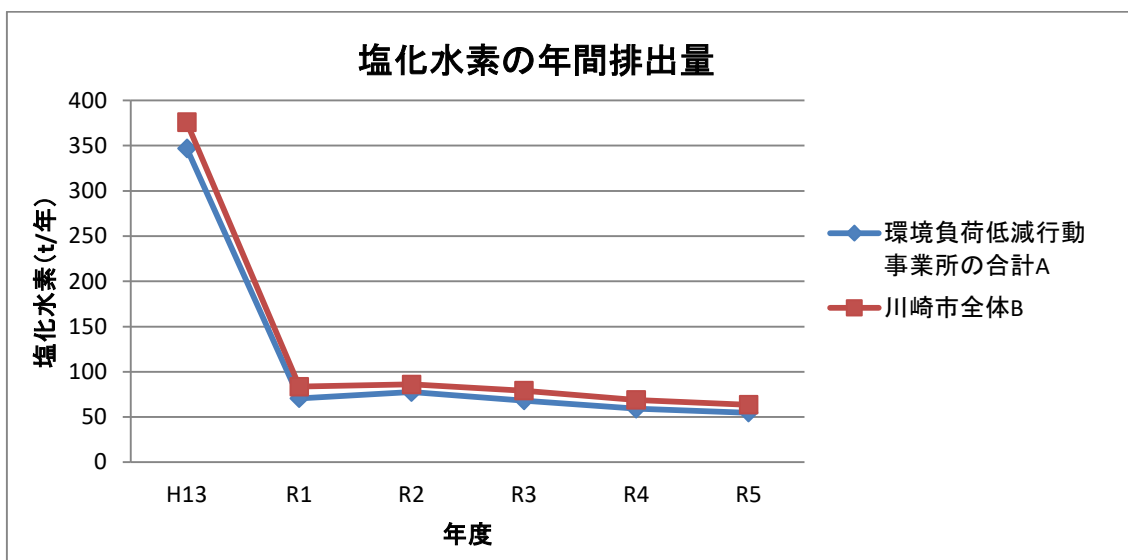
(3) ばいじんの年間排出量 (トン/年)

年度	H13	R1	R2	R3	R4	R5
環境負荷低減行動事業所の合計A	559	489	457	505	469	295
川崎市全体B	590	496	471	517	483	304
A/B [%]	94.7	98.6	97.0	97.7	97.1	97.0



(4) 塩化水素 (HCl) の年間排出量 (トン/年)

年度	H13	R1	R2	R3	R4	R5
環境負荷低減行動事業所の合計A	347	70.6	77.6	68.2	59.1	54.8
川崎市全体B	376	83.6	86.0	79.0	69.0	63.5
A/B [%]	92.3	84.4	90.2	86.3	85.7	86.3



3 環境負荷低減行動事業所における環境への負荷の低減に向けた取組状況

環境負荷低減行動計画はおおむね5年間の行動目標等を明らかにしたものと
し、5年ごとにその内容を見直し、市に提出するものとしている。直近の取
組結果の状況は次のとおりである。

年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
提出事業所数	2	3	0	30	1

〈年度ごとの提出事業所数〉

ア 大気汚染の防止

設計・製造棟の段階の大気汚染物質の排出量削減等に係る取組(項目6～9、12～15)が関連有とした事業所数も多く達成した割合も大きかった。

段階	分類	項目番号	配慮項目	関連有とした事業所数				関連なし
				合計	目標を達成した	取組んだが目標は達成できなかった	関連はあるが取組まなかった	
原料等の調達段階		1	気体燃料、灯油等の環境の負荷の少ない燃料を優先的に購入し、使用している(「環境の負荷の少ない燃料」としては、灯油、LNG(液化天然ガス)等があげられる)。	22	20	1	1	12
		2	ダイオキシン類の発生しない材料に転換している。	10	6	1	3	24
		3	ガス状の消耗品を使用する場合、代替品については、十分に調査、検討を行っている(例えば、塗装分野で揮発成分を80%以上から20%以下にすること)。	8	5	2	1	26
		4	資源の採掘又は精練の段階で多量の排出ガスを発生するような原材料物質の使用量を最小限にしている。	2	1	1	0	32
		5	工場等の施設までの輸送の際に、相当量のガス状物質を発生するような原材料物質の使用を避けている。	1	1	0	0	33
設計・製造等の段階	排出物質の大気汚染対策	6	燃料使用量の削減により、大気汚染物質の排出量の削減を図っている。	23	18	5	0	11
		7	日常の管理における大気汚染防止への配慮(焼却管理等)を行っている。	24	21	2	1	10
		8	製造プロセスのどこかで悪臭物質が使われていたり、発生していることを把握している。	22	22	0	0	12
		9	脱硫装置、脱硝装置、集じん装置等の排出ガスの処理装置を設置している。	24	21	2	1	10
		10	排出ガス中の亜硫酸ガスを硫酸として回収している。	3	0	1	2	31
		11	有害ガスを扱う場合、除外設備の整備やタンク解放時の確実な除外処理を実施している。	14	12	2	0	20
		12	排出ガスの処理装置について、管理マニュアルの作成等により管理体制を整備している。	27	24	3	0	7
		13	大気汚染について、法令の基準より厳しい自主管理基準を設定し、その達成に努めている。	25	23	2	0	9
		14	大気汚染物質の測定及び監視を定期的に行っている。	28	27	1	0	6
		15	窒素酸化物の低減対策として、低NOxバーナー等を採用している。	20	18	2	0	14
		16	重質油、石炭のガス化を行っている。	2	1	1	0	32
		17	ダイオキシン類対策(ゴミの直接熔融システムの導入等)を行っている。	8	5	3	0	26
		18	廃棄物等の焼却の際、焼却に適さない塩化ビニル等が混入しないように徹底するとともに、大気汚染物質の処理、近隣環境への配慮を行っている。	8	3	4	1	26
		19	大気汚染及び悪臭の防止のための装置等の技術開発に取り組んでいる。	12	7	3	2	22
	建築工事での対策	20	建築物の建築、解体等に当たって、アスベストや粉じんの飛散防止に取り組んでいる。	18	17	1	0	16
		21	建築物等の建築又は改築に当たって、アスベストの少ない製品を使用している。	20	20	0	0	14
	緊急対策	22	事故、災害等の緊急時の際の大気汚染防止のための準備を行っている。	27	22	5	0	7
輸送・販売等の段階		23	ダイオキシン類の大気汚染物質等が発生しないこん包材料への転換に取り組んでいる。	9	5	4	0	25
		24	海上輸送において、他社との共同輸送により、効率化を図るよう要請している。	8	5	3	0	26
		25	海上輸送において、物流拠点の統合、他社との共同利用等により、効率化を図るよう要請している。	8	4	4	0	26
製品使用の段階		26	製品の使用によって、有害なガス状物質が放出しないように配慮している。	7	6	1	0	27
		27	製品の使用時に、非意図的に散逸してしまうガス状物質が含まれていない。	5	3	2	0	29
廃棄の段階		28	製品の廃棄及び分解時にガス状物質を放出させないで回収できるように、配慮している。	6	4	2	0	28
プロセス等の更新の段階		29	大気汚染物質の発生が少ないプロセス、機器(低NOxバーナー等)を採用している。	25	20	4	1	9
		30	システムの改善により、燃焼又は焼却の効率化を図っている。	23	19	3	1	11
		31	悪臭防止のため、排出口の位置等を配慮している。	16	14	2	0	18
		32	従業員の公害防止管理者(大気)資格取得に積極的に取り組んでいる。	27	17	8	2	7

イ 水質汚濁の防止

排水の管理に関する取組(項目10～12)が関連有とした事業所数も多く達成した割合も大きかった。

段階	分類	項目番号	配慮項目	関連有とした事業所数				関連なし
				合計	目標を達成した	取組んだが目標は達成できなかった	関連はあるが取組まなかった	
原料等の調達段階		1	水質を汚濁しない原材料の使用に努めている(合成界面活性剤を使用しない洗剤の開発等の事例がある)。	12	8	4	0	22
		2	生分解性プラスチック、鉛フリーはんだの使用等により、土壌、地下水等の汚染の未然防止に取り組んでいる(ノーシェンのメッキ液の使用等)。	3	2	1	0	31
		3	液体の消耗品を使用する場合、代替品について十分に調査、検討を行っている(炭化水素系洗浄装置を導入し、トリクロロエチレン、ジクロロメタンの使用を全廃した事例がある)。	9	6	3	0	25
		4	資源の採掘又は精練の段階で多量の汚水及び廃液の発生を伴うような原材料物質の使用量を最小限にしている(鉱水において硫化物等を含む酸性廃水を発生する原材料の使用を最小にしている等)。	2	0	2	0	32
		5	工場等の施設までの輸送の際に、相当量の汚水及び廃液を生ずるような原材料物質の使用を避けている(積み込み・荷揚げの際、水にこぼしたり、漏れたりするおそれのある原材料の使用の最小化等)。	4	0	3	1	30
設計・製造等の段階	排出物質の水質汚濁対策	6	活性汚泥処理、合併処理浄化槽等の水処理装置を適切に設置している。	25	25	0	0	9
		7	排水中の有機物をオゾン酸化、活性炭処理等により除去している(COD、BODの処理装置の導入等)。	19	14	3	2	15
		8	排水中の窒素含有量又は磷含有量の除去対策を講じている(排水中のT-N、T-P除去のための高度処理装置の導入等)。	23	14	7	2	11
		9	排水の処理にクローズドシステムを採用している(例えば六価クロム廃水をイオン交換膜方式により処理し、処理水を循環使用する。廃水の蒸発処理)。	12	6	3	3	22
		10	排水処理装置について、管理マニュアルの作成等により管理体制を整備している(廃水処理装置に関する運転管理マニュアルの作成、管理責任体制の確立等)。	28	25	2	1	6
		11	水質汚濁等について法令の基準より厳しい自主管理基準を設定し、その達成に努めている(例えば、有害物質について、排水基準の1/10程度の管理目標を設定している)。	29	17	5	7	5
		12	排水等の測定、監視を定期的に行っている(例えば排水の測定を毎日行い、排水基準の適合状況を自主的に監視している)。	30	27	3	0	4
		13	排水に生ごみができるだけ混入しないようにしている(例えば、厨房施設に三角コーナー、残滓物の回収ボックスを設置している)。	22	21	1	0	12
		14	発生する汚水及び廃液の再生利用(リサイクル)をしている(中和・油水分離・沈殿・重金属イオンの除去等を行う廃液リサイクルシステムの導入事例がある)。	19	14	1	4	15
		15	排水処理に関する新技術の開発に取り組んでいる(リン除去装置の開発、排水污泥脱水装置の導入、中和・油水分離・沈殿・重金属イオンの除去等を行う廃液リサイクルシステムの導入等の事例がある)。	15	9	3	3	19
	建設工事での対策	16	建設工事に伴う濁水等の発生による水質汚濁の防止に取り組んでいる(建設汚泥のセメント原料としての利用、山留用地中連続壁工事における安定液のリユース等の事例がある)。	7	3	3	1	27
	緊急対策	17	事故、災害等の緊急時の際の水質の汚濁防止対策のための準備を行っている(事故、緊急時の体制の確立等)。	29	27	2	0	5
	日常業務	18	屋外での除草剤、殺虫剤の使用の削減、合理化等に取り組んでいる(例えば、除草剤の使用を中止し、草刈りを行うこととした)。	28	22	5	1	6
輸送・販売等の段階		19	有毒又は有害な物質が含まれているこん包材の使用を避けている(生分解性プラスチック開発の事例がある)。	11	8	3	0	23
		20	タンカーのダブルハル(二重船殻)等により、油の流出防止を図っている。	3	0	2	1	31
		21	製品が液体の場合、適宜、詰め替え可能な又は再使用が可能な容器を使うようにしている(食品、洗剤等で詰め替え用容器の使用事例がある)。	8	5	2	1	26
製品使用の段階		22	製品を使用することによって、液状物質が水域に流出しないように配慮している(例えば金属部品等の溶剤洗浄問題への総合的なシステムアプローチの一つとして専用の容器を供給し、汚れた溶剤を回収し、自社で再生・再利用する)。	10	4	6	0	24
		23	製品の使用時に、非意図的に散逸してしまう液状物質が含まれていない(例えば精錬度の低い亜鉛を使用したブリキ板ではカドミウムが散逸する)。	5	3	2	0	29
廃棄の段階		24	各種物質の回収又は再使用時に、汚水及び廃液が発生しないようにしている(受け皿の改造等)。	13	11	2	0	21
		25	製品中に含有される種々の液体は、分解時に捨てないで回収できるように配慮している(分別回収を可能としている等)。	5	5	0	0	29

段階	分類	項目番号	配慮項目	関連有とした事業所数				関連なし
				合計	目標を達成した	取組んだが目標は達成できなかった	関連はあるが取組まなかった	
プロセス等の更新の段階		26	水質汚濁の少ないプロセス及び機器(廃液の回収、再利用等)を採用している(廃液の回収が可能なカートリッジ式の現像施設を採用している等)。	18	15	2	1	16
		27	有害物質を含む排水タンク、パイプライン等は地上に設置し、汚水又は廃液の地下への浸透防止を図っている(例えば、貯留槽の配管系統やタンク類のつなぎがうまくいかないと水系や土壌に散逸するため、タンク類やパイプ類を地上に設備する)。	18	13	5	0	16
		28	水質汚濁物質が発生するプロセスの状況を把握している(高COD等の廃水がどこの工程から発生しているか把握している等)。	24	22	1	1	10
		29	製造プロセスで溶媒や油が使われている場合にあっては、その使用量は最小限化されている(工場のレイアウトを見直し、製造工程の製品のラインを見直し、不必要な洗浄ラインを全て取り除く等)。	18	16	2	0	16
		30	最終処分場への新工法(遮水シート損傷位置検知システム)導入により、地下水汚染防止対策を図っている。	2	2	0	0	32
		31	従業員の公害防止管理者(水質)資格獲得に積極的に取り組んでいる。	23	12	8	3	11

ウ 化学物質の適正管理

量の把握(項目4、5)や緊急対策(項目14)は関連有とした事業所数も多く達成した割合も大きかった。

段階	分類	項目番号	配慮項目	関連有とした事業所数				関連なし
				合計	目標を達成した	取組んだが目標は達成できなかった	関連はあるが取組まなかった	
原料等の調達段階		1	塩素系有機溶剤等の削減、回収若しくは再利用又は代替物質への転換に取り組んでいる(炭化水素系洗浄装置を導入し、トリクロロエチレン、ジクロロメタンの使用を全廃した事例がある)。	13	9	4	0	21
		2	毒性を有する有害物質の使用を避けたり、使用量の削減を図っている(水銀、コバルト、フッ化硫黄(SF6)などの物質の使用全廃、鉛フリーはんだの採用等の事例がある)。	15	12	3	0	19
		3	原材料物質は、毒性が低く、かつ環境面から望ましいものを使用している。	14	10	4	0	20
設計・製造等の段階	量の把握	4	有害性のおそれのある化学物質について、その種類、使用量、保管量、使用方法、使用場所、保管場所等を定期的に把握し、記録している。	27	25	2	0	7
		5	有害性のおそれのある化学物質の環境への排出量の計測、排出抑制等を行っている。	24	22	1	1	10
	設備・製法の改善等	6	タンク、パイプ類等は、有害物質の漏えい、拡散等を防止できる構造となっている。	28	27	1	0	6
		7	燃料油、溶剤等の揮発の防止に取り組んでいる。	22	20	2	0	12
		8	有害物質の除去装置の開発に取り組んでいる(ダイオキシン、窒素酸化物などの有害ガスの除去が可能な有害物質一括除去装置を開発した事例がある)。	7	4	1	2	27
		9	有害物質が発生しないような製法を開発し、採用している。	7	5	2	0	27
		10	製品へのニッケル・カドミウム電池の使用を廃止している。	4	4	0	0	30
		11	製品に必要な消耗品には、有害物質又は環境に望ましくない物質が含まれていない。	10	7	3	0	24
	建築工事での対策	12	建築物の建築、解体に当たっては、有害物質の適正処理、代替材の使用等を行っている。	13	12	1	0	21
		13	建築物に低ホルムアルデヒド合板を使用している。	13	12	1	0	21
	緊急対策	14	事故、災害等の緊急時の際の化学物質の漏えい防止対策のための準備を行っている。	30	28	1	1	4
輸送・販売等の段階		15	有害物質の輸送又は保管に当たり、事故時の汚染防止のための準備を行っている。	16	13	3	0	18
		16	有害性のおそれのある化学物質の表示を徹底している。	18	18	0	0	16
		17	化学物質の安全性に関する情報伝達のためのMSDS(化学物質安全性データシート)を使用している。	19	19	0	0	15
		18	イエローカード(事故時における対処方法を示したものを輸送業者に渡している)。	11	5	6	0	23
		19	製品のこん包材には、有害物質の使用を回避している。	10	8	2	0	24
製品使用の段階		20	製品中に高圧ガスが含まれている場合は、製品の据付け時にガス漏れがしないように設計されている。	3	2	1	0	31
		21	製品の使用時に化学物質が漏出又は散逸しないよう配慮している。	7	7	0	0	27
廃棄の段階		22	製品の廃棄、分解時に化学物質を放出させないで回収できるように配慮している。	9	7	2	0	25
		23	環境への負荷の大きい製品(ニッケル・カドミウム電池等)を使用後に、回収を行っている。	8	7	1	0	26
		24	使用した有害物質の回収、再生利用等に取り組んでいる。	11	9	2	0	23

段階	分類	項目番号	配慮項目	関連有とした事業所数				関連なし
				合計	目標を達成した	取組んだが目標は達成できなかった	関連はあるが取組まなかった	
全体		25	化学物質の安全性を社内で評価する体制を構築している。	28	22	6	0	6
		26	レスポンスブル・ケア(RC)を推進している。	17	10	7	0	17
		27	消防法による危険物取扱者の資格等従業員の資格取得を奨励している(甲・乙・丙種危険物取扱者を指す)。	30	27	2	1	4

エ 自動車公害の防止

公共交通機関の利用(項目18)とアイドリングストップ(項目19)は関連有とした事業所数も多く達成した割合も大きかった。

段階	分類	項目番号	配慮項目	関連有とした事業所数				関連なし
				合計	目標を達成した	取組んだが目標は達成できなかった	関連はあるが取組まなかった	
原料等の調達段階		1	搬入車輛等の排出ガス、騒音及び振動の防止に取り組んでいる。	21	16	4	1	13
		2	工場等の施設までの輸送の際に、相当量のエネルギーを必要とするような原材料物質の使用を避けるようにしている。	6	2	3	1	28
設計・製造等の段階		3	直噴エンジンの開発及び駆動系の効率向上による燃費の向上を図っている。	1	1	0	0	33
		4	車体、部品の軽量化及び空気抵抗の低減による燃費の向上を図っている。	1	1	0	0	33
		5	電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等低公害車の研究、開発を行っている。	1	1	0	0	33
輸送・販売等の段階	輸送システムの改善等	6	鉄道、海運を積極的に利用している。	17	11	6	0	17
		7	最大積載量に見合った輸送単位の設定を行っている。	18	18	0	0	16
		8	他社との共同輸配送、帰り荷の確保に取り組んでいる。	13	10	2	1	21
		9	夜間等道路が混雑していない時間帯の配送及び輸送を強化している。	15	6	6	3	19
		10	輸送車両の効率的な配車を行っている。	12	11	1	0	22
		11	物流拠点の整備等により、貨物車の走行台キロの削減を図っている。	10	8	2	0	24
		12	発注、輸送の計画化、平準化、行き過ぎた少量、多頻度輸送及びジャスト・イン・タイムサービスの見直しを行っている。	12	10	1	1	22
		13	資材等の搬入業者に、積載率の向上等環境負荷の少ない輸送体系による搬入を要請している。	14	10	3	1	20
		14	駐車場、荷さばき場の確保による周辺交通への障害を防止している。	19	16	3	0	15
		15	運転方法の配慮(急発進、急加速及び空ぶかしの排除等)を行っている。	19	17	2	0	15
		16	自動車の排気ガス、騒音のレベルを抑えるため、適正な車両整備を行っている。	15	15	0	0	19
		17	資材搬入口において、騒音、粉じん対策、渋滞防止等の環境対策を行っている。	13	10	3	0	21
使用の段階		18	通勤、通学等に公共交通機関を利用するように指導している。	31	25	6	0	3
		19	駐車中の自動車の原動機の停止(アイドリングストップ)を指導している。	30	27	3	0	4
		20	電気自動車、圧縮天然ガス自動車等の低公害車の利用に積極的に取り組んでいる。	17	7	6	4	17
廃棄の段階		21	バンパー、ハンドル等リサイクルしやすい樹脂を採用している。	1	1	0	0	33
		22	使用後の製品の回収時に、輸送効率の向上に取り組んでいる。	3	1	2	0	31
プロセス等の更新(低公害車の導入等)		23	電気自動車、圧縮天然ガス自動車等の低公害車の導入を十分に検討している。	16	8	7	1	18
		24	自動車の購入の際、排ガスのレベル、燃費、リサイクル素材の使用等を考慮している。	13	9	3	1	21
		25	最新の排ガス規制及び騒音規制に適合した車への代替を進めている。	18	11	6	1	16

オ 地球の温暖化の防止

燃料の使用に係る取組(項目1、2)が関連有とした事業所数も多く達成した割合も大きかった。

段階	分類	項目番号	配慮項目	関連有とした事業所数				関連なし
				合計	目標を達成した	取組んだが目標は達成できなかった	関連はあるが取組まなかった	
原料等の調達段階		1	温暖化物質(CO2、CH4、N2O)の排出原単位の低い燃料を使用している(「温暖化物質(CO2、CH4、N2O)の排出原単位の低い燃料を使用している」例として、燃焼効率が良く、CO2排出量の少ない気体燃料へ転換を図っている事例がある)。	23	23	0	0	11

段階	分類	項目番号	配慮項目	関連有とした事業所数				関連なし
				合計	目標を達成した	取組んだが目標は達成できなかった	関連はあるが取組まなかった	
原料等の調達段階		2	温暖化物質の発生を最小限とするような原材料及び燃料の採用に取り組んでいる。	22	19	2	1	12
		3	木材等の調達に当たり、跡地の緑化、植林及び環境修復が適切に行われていることに配慮し、又は跡地の緑化等に協力している。	4	2	0	2	30
設計・製造等の段階		4	製造工程において、可能な範囲で温室効果ガス(CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O, HFC, PFC, SF ₆ 。以下同じ。)をその他の物質に代替している。	10	8	2	0	24
		5	製造工程において、温室効果ガスをどれだけ使用し、漏出しているかを把握している。	15	13	2	0	19
		6	製造工程において使用する温室効果ガスの回収に取り組んでいる。	7	3	3	1	27
		7	温室効果ガスを使用しない製造工程に転換している。	8	5	3	0	26
		8	ポリエステルフィルムの利用により、製品の塗装、焼き付けを省略している。	1	1	0	0	33
輸送等の段階		9	製品の流通計画は、エネルギー使用量を最小限にするように努めている。	12	7	4	1	22
使用の段階		10	製品の購入の際には、できるだけ温室効果ガスを使用しない製品を選ぶように配慮している。	17	11	6	0	17
		11	建築物に、CO ₂ を使用しない消火システムを採用している。	28	15	11	2	6
廃棄の段階		12	温室効果ガスを使用している製品を廃棄する際の回収に取り組んでいる。	11	9	2	0	23
		13	メタン発生防止のため、生ごみ等の分別、リサイクル及び適正な焼却処分を極力行うことにより、有機物の埋め立て処分を抑制している。	14	11	3	0	20

カ 省資源・省エネルギー対策

紙の使用等に関する取組(項目1、2、16～19)が関連有とした事業所数も多く達成した割合も大きかった。

段階	分類	項目番号	配慮項目	関連有とした事業所数				関連なし
				合計	目標を達成した	取組んだが目標は達成できなかった	関連はあるが取組まなかった	
原料等の調達段階	グリーン調達・グリーン購入等	1	再生紙を積極的に利用している。	33	27	5	1	1
		2	エコマーク商品を優先的に購入している。	30	19	10	1	4
		3	再生原材料から作られた製品を積極的に購入し、使用している。	27	19	8	0	7
		4	採掘等に多くのエネルギーを使う原材料物質の使用量を最小限にするようにしている。	9	4	3	2	25
		5	その他、無漂白製品(衣料品等)、水性塗料等の環境への負荷の少ない製品を優先的に購入し、使用している(原材料の使用量は、一般に強度分析を含む注意深い設計によって最小にすることができる。例えば、壁材を薄くして支持部材を用いる等。又、各種原材料の採掘は多量の鉱石屑等が発生する等極端にエネルギー集約的な事業である。採掘に多量のエネルギーを使用する希少な原材料(ex.白金)から資源量が豊富な原材料(パラジウム)に代替する方法もある)。	11	5	4	2	23
		6	使い捨て製品(紙コップ、紙皿等)の使用又は購入を抑制している。	25	11	14	0	9
		7	リターナブル容器(ビール瓶、一升瓶等)に入った製品を優先的に購入し、使用している。	14	5	7	2	20
		8	詰め替え可能な製品の利用、備品の修理等により、製品等の長期使用を進めている。	21	18	3	0	13
		9	原材料等に再生資源を積極的に利用している。	13	9	4	0	21
		10	自社製品の修理部品の長期的な確保に取り組んでいる。	3	2	1	0	31
	節水・水の効率使用	11	雨水の貯留タンク又は雨水利用施設の設置等により、雨水利用を行っている。	16	8	0	8	18
		12	汚排水の再利用(中水利用)を行っている。	20	10	1	9	14
		13	節水型の家電製品、水洗トイレ等を積極的に購入している。	23	18	3	2	11
		14	地盤沈下が生ずるおそれがある地域にあつては、地下水の汲み上げ削減を行っている。	4	1	0	3	30
		15	水道配管からの漏えいを定期的に点検している。	26	22	3	1	8
	紙の使用量の抑制	16	書類の簡素化及びスリム化に取り組んでいる。	34	29	5	0	0
		17	両面印刷、両面コピーを徹底している。	34	26	7	1	0
		18	使用済み用紙の再利用をしている。	34	29	5	0	0
		19	電子メディア等の利用により、ペーパーレス化に取り組んでいる。	34	27	7	0	0

段階	分類	項目番号	配慮項目	関連有とした事業所数				関連なし
				合計	目標を達成した	取組んだが目標は達成できなかった	関連はあるが取組まなかった	
原料等の調達段階	効率的なエネルギー供給システム利用	20	コージェネレーション(発電の際の廃熱を利用すること。)システムを導入している。	14	11	0	3	20
		21	地域冷暖房システム又は地域熱供給システムを利用している。	7	2	0	5	27
		22	氷蓄熱システムを導入している。	5	1	0	4	29
		23	自社用の発電所の設置、利用等により、エネルギー効率の向上を図っている。	17	16	0	1	17
		24	夜間電力の利用により、エネルギー利用の効率化を図っている。	14	9	4	1	20
原料等の調達段階	未利用エネルギーの活用	25	太陽電池、ソーラー給湯システム等により、太陽エネルギーを利用している。	15	7	1	7	19
		26	ボイラー等の廃熱、下水熱の利用を行っている。	23	19	3	1	11
		27	製造工程等で発生する高炉ガス、転炉ガス、コークス炉ガス、副生成ガス等を発電用燃料等への利用促進を図っている。	2	1	0	1	32
		28	その他、クリーンエネルギーの開発を行っている(燃料電池、ジメチルエーテルの燃料使用、ゴミの焼却熱の利用システム、下水・中水の保有熱の利用システム等の開発を行っている事例がある)。	4	3	0	1	30
	建築資材の購入	29	熱帯材合板型枠使用量の削減等木材の使用の合理化に取り組んでいる。	3	1	0	2	31
		30	建築物の建築又は改築に当たり、再生素材の積極的な利用を図っている。	6	2	2	2	28
	省資源	31	製品の小型化等により、同一機能に対して資源使用量の削減を図っている。	6	5	1	0	28
		32	製品の長寿命化を指向している。	7	7	0	0	27
	日常業務	33	空調、エレベーター、照明等の適正使用を徹底している。	34	29	5	0	0
		34	ヒートポンプを導入している。	19	15	1	3	15
設計・製造等の段階	製造段階での省エネルギー	35	ボイラー等の燃焼機器について、低空気比運転等の熱管理を徹底している。	27	23	3	1	7
		36	ボイラー等の燃焼機器について、清掃の徹底等により燃焼効率の向上を図っている。	27	25	2	0	7
		37	設備の運転台数の制御により、省エネルギーを図っている。	31	30	1	0	3
		38	インバーター等によるモーターの回転数の制御等により、設備の運転制御を実施している。	34	31	3	0	0
		39	電力不要時において、負荷遮断又は変圧器の遮断を行っている。	23	13	2	8	11
		40	電力の損失の少ない変圧器を使用している。	30	24	5	1	4
		41	その他、省エネルギーを推進するための設備投資に取り組んでいる(電気温水器の導入、機械室レスエレベーター開発、鉄道業での省エネ型車両の開発、電気業での火力発電所熱効率の向上(LNGコンバインドサイクル発電方式の導入等の事例がある)。	25	21	3	1	9
		42	加熱チャンバーを使用した検査等、エネルギーを多く消費する評価ステップの利用を最小限にするよう配慮している(加熱器を使用する検査方法を極力加熱器を使用しない検査方法に切り替える)。	2	1	0	1	32
		43	使用するエネルギーの計量機器を導入し、エネルギー消費量を管理している。	30	23	3	4	4
輸送・販売等の段階	資源節約型製品の販売	44	再生資源を使用した商品、再生可能な商品、繰り返し使える商品、省資源及び省エネルギー型の商品、容器包装を簡素化した商品、エコマーク製品等を重点的に販売している。	8	4	4	0	26
		45	上記商品の販売目標を定め、その販売の促進に積極的に取り組んでいる。	6	3	1	2	28
		46	再生パルプ使用率が印刷物に明記されている。	3	1	0	2	31
	包装資材の削減等	47	購入する部品、部材等のこん包材又は包装材を削減するよう、納入業者に働きかけている。	19	10	5	4	15
		48	購入する部品、部材等のこん包材又は包装材を納入業者に引き取ってもらっている。	22	14	5	3	12
		49	詰め替え式の容器、製品等の販売の促進に取り組んでいる。	8	5	2	1	26
		50	リターナブル容器入りの商品、製品等の販売の促進に取り組んでいる。	5	5	0	0	29
		51	製品、商品等の包装は、可能な限り簡素化している。(包装材の量、種類等の削減等)	11	7	4	0	23
		52	繰り返し使用できるこん包材(通い箱等)又はリサイクル可能なこん包材を利用している。	12	10	2	0	22
		53	プラスチック及び木材の包装材をダンボールに代替している。	7	5	1	1	27
		54	資源採掘、加工段階等で、エネルギーを多量に消費する包装材の使用を取り止めている(習慣的に大きめの包装材の使用を取りやめる、リサイクル包装材を使用し天然材を使用した包装材の使用を取りやめる等)。	5	3	2	0	29

段階	分類	項目番号	配慮項目	関連有とした事業所数				関連なし
				合計	目標を達成した	取組んだが目標は達成できなかった	関連はあるが取組まなかった	
の販輸 段売送 階等・	包装資材の削減等	55	製品等の包装においてエネルギーを多量に消費する作業を伴わない包装方法を採用している。	11	8	3	0	23
	その他	56	電気業において、高電圧化、太線化、多導線化等により、送配電ロス率の低減を図っている。	6	4	0	2	28
製品の使用 段階		57	軽量化、製品の省エネルギー設計等に取り組んでいる。	4	3	1	0	30
		58	建築物について、断熱性能、エネルギー効率の向上等の省エネルギー設計を行っている。	9	6	3	0	25
		59	建築物の耐久性の向上に取り組んでいる。	13	8	5	0	21
プロセス等の更新の 段階	日常業務に関するもの	60	二重窓、複層ガラスの設置等により、建物の断熱性能を向上させている。	15	5	5	5	19
		61	照明、空調、OA機器等について、エネルギー効率の高い機器を積極的に導入している。	29	24	5	0	5
		62	給湯設備において、断熱化等により省エネルギーを進めている。	19	12	6	1	15
		63	エレベーターの省エネルギーシステム(運転の高度制御、夜間等の部分的停止等)を導入している。	16	9	5	2	18
		64	雨水を地下浸透させる設備(浸透ます等)の導入、屋外駐車場場で雨水が浸透できるための工夫等を行っている。	15	9	3	3	19
		65	蛇口に節水こま(適量の水を流す機能を持つこま)を設置している。	17	6	3	8	17
	製造段階に関するもの	66	製造工程の改善等により、薬品等の副資材の使用量を削減している。	18	14	4	0	16
		67	収率アップが図れるプロセスを導入している(ポリサルファイドプロセスの導入によってパルプ製造の収率アップを図った事例がある)。	10	8	1	1	24
プロセス等の更新の 段階	製造段階に関するもの	68	プロセスの見直し、製法の転換、運転方法の改善等により、省エネルギーを図っている。	23	20	3	0	11
		69	発電所等において、蒸気タービン発電と組み合わせることにより、熱効率の向上を図っている。	10	9	0	1	24

キ オゾン層の保護

特定フロン等の削減等(項目1)や回収等(項目6)が関連有とした事業所数も多く達成した割合も大きかった。

段階	分類	項目番号	配慮項目	関連有とした事業所数				関連なし
				合計	目標を達成した	取組んだが目標は達成できなかった	関連はあるが取組まなかった	
原料等の調達段階		1	オゾン層を破壊する特定フロン等の使用量の削減又は全廃(生産用フロン、冷却設備又は空調設備の冷媒用のフロンの削減、ハロン消火設備等の代替)を行っている。	25	21	3	1	9
		2	オゾン層破壊物質を含む製品の購入を中止している。	19	14	4	1	15
使用の段階		3	製品の使用時に、特定フロン等が漏出、散逸等しないよう配慮している。	15	13	2	0	19
		4	フロンの漏えい防止のための留意点等、製品に関する環境への負荷を低減するための消費者への情報提供を行っている。	5	1	3	1	29
廃棄の段階		5	特定フロン等の回収、再利用、分解に関するルートについて、十分調査、検討している。	20	15	4	1	14
		6	特定フロンの回収、適正処理に取り組んでいる。	25	22	3	0	9

ク 廃棄物対策

廃棄物の発生量の把握等(項目14)や発生抑制(項目16)が関連有とした事業所数も多く達成した割合も大きかった。

段階	分類	項目番号	配慮項目	関連有とした事業所数				関連なし
				合計	目標を達成した	取組んだが目標は達成できなかった	関連はあるが取組まなかった	
原料等の調達段階		1	リサイクルしやすい素材を使用している(分別の困難な複合建材(木材とプラスチック等)に代えて、単一材料による建材を利用した事例がある)。	14	8	5	1	20
		2	再利用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入し、使用している。	17	11	6	0	17
		3	製造工程で使用する原材料等の代替により、有害な廃棄物の削減を進めている。	13	10	3	0	21

段階	分類	項目番号	配慮項目	関連有とした事業所数				関連なし
				合計	目標を達成した	取組んだが目標は達成できなかった	関連はあるが取組まなかった	
原料等の調達段階		4	資源の採掘又は精練の段階で、大量の廃棄物の発生を伴うような原材料の使用量を最小限にしている(通常の資源採掘に比べ、効率的なリサイクルが行われれば必要な原材料をはるかに低コストで、少ない環境影響で十分な量を確保できる。一般に金属類は相当な効率でリサイクルされ、また必要な純度まで精製できる)。	3	2	1	0	31
		5	工場等の施設までの輸送のために相当量の廃棄物を生ずるような原材料の使用を避けるようにしている(多量の包装材料を使用する原材料の使用を回避する等)。	8	6	2	0	26
		6	他企業で発生した産業廃棄物を受け入れて有効利用している。	3	2	0	1	31
		7	廃棄物を受け入れて、再資源化するリサイクル事業を行っている。	5	4	0	1	29
設計・製造等の段階	発生抑制	8	廃棄物の発生抑制のため、モデルチェンジの適正化に取り組んでいる。	10	6	3	1	24
		9	シュレッダーの使用を秘密文書等に限っている。	29	22	6	1	5
		10	廃棄物の処理方法の変更により、施設外に搬出される廃棄物の量を削減している。	21	14	6	1	13
		11	リサイクルのために多量のエネルギーを必要とする廃棄物の発生を抑制している(使用する異なる素材の種類及び部品等の個々の要素の数を設計の中で最小にする。毒性を有する素材(重金属や塩素化合物)を避けるか、判別分別を行いやすいものとする)。	10	7	3	0	24
		12	歩留まり(使用原料の量に対する製品の比率)の向上により、廃棄物量の削減を図っている。	14	13	1	0	20
		13	製品の不良率の低減により、廃棄物量の削減を図っている。	15	14	1	0	19
		14	廃棄物の発生量の調査、把握を行っている。	31	30	1	0	3
		15	ゼロ・エミッションに取り組んでいる。	20	16	2	2	14
		16	廃棄物の分別の徹底により、混合廃棄物の発生抑制を行っている。	33	28	5	0	1
		17	シールド工法の改善等により、建設汚泥の発生抑制を図っている(泥水式シールド工法に「固形回収システム」を採用し、建設汚泥の発生抑制を図った事例がある)。	0	0	0	0	34
		18	製品(食品等)の検査に当たって、検査方法の合理化等により廃棄物の削減を図っている。	5	4	1	0	29
	リサイクルの推進	19	オフィスで回収した資源ごみがリサイクルされることを確認している。	28	24	4	0	6
		20	社有施設で発生した生ごみの資源化に取り組んでいる。	14	3	5	6	20
		21	事務所、社員食堂等における食べ残し、食品残さ等については、可能な限りコンポスト化(たい肥化)し、土壌に還元し、利用している。	14	2	2	10	20
		22	オフィスでコピー機及びプリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクルを進めている。	34	32	2	0	0
		23	廃棄物の分別の徹底により、リサイクルを推進している。	33	30	3	0	1
		24	工程から発生する廃棄物の回収、再利用に取り組んでい	23	19	3	1	11
		25	焼却灰、汚泥等をセメント原料にリサイクルしている。	20	18	0	2	14
		26	廃棄物の飼料、肥料等としてのリサイクルを図っている。	10	3	1	6	24
		27	製造過程で使用される薬品等の副資材をリサイクルしている。	11	8	1	2	23
		28	店舗において、テナントの廃棄物を有料化することにより、廃棄物の削減及びリサイクルの促進を図っている。	2	2	0	0	32
		29	紙パック、食品トレイ、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル等の店頭回収、リサイクルに取り組んでいる。	5	4	1	0	29
		30	建設副産物の現場内利用を図っている。	1	1	0	0	33
		31	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等を再資源化施設へ搬入し、再生砕石等としての利用を促進している。	6	4	1	1	28
		32	建設汚泥等を、植生土壌化等によりリサイクルしている。	1	0	1	0	33
		33	廃プラスチックの高炉での利用、油化、RDF化等を促進している。	11	8	1	2	23
		34	事務所等で包装材、こん包材等のリサイクルに取り組んでいる。	22	14	8	0	12
	適正処理の推進	35	廃棄物管理票(マニフェスト)を基に、廃棄物の適正な処理を確認している。	34	34	0	0	0
		36	廃棄物の最終処分先を定期的に、直接、確認している。	33	20	7	6	1
		37	廃棄物焼却の際、焼却に適さない塩化ビニル等が混入しないように徹底している。	12	9	3	0	22
		38	フロン、アスベスト、有害物質等の適正処理を行っている。	25	25	0	0	9
		39	有害廃棄物及び医療廃棄物の管理(リスト作成、マニフェスト及び適正処理の確認)に取り組んでいる。	23	22	0	1	11
		40	事務所等において、紙、金属缶、ガラス瓶、プラスチック、電池等について、分別回収ボックスの適正な配置等により、ごみの分別を徹底している。	34	32	2	0	0

段階	分類	項目番号	配慮項目	関連有とした事業所数				関連なし
				合計	目標を達成した	取組んだが目標は達成できなかった	関連はあるが取組まなかった	
設計・製造等の段階	適正処理の推進	41	建設工事において、工事初期に建設廃棄物の排出量を予想できるシステムを開発し、活用している。	4	0	2	2	30
		42	中間処理業者のリストを整備し、活用している。	28	27	0	1	6
使用の段階		43	製品の使用時に、カートリッジ、容器、電池等の交換が少なく済むように配慮している。	11	4	6	1	23
廃棄の段階	リサイクルの推進	44	リサイクルが容易なように、素材の種類及び製品の部品点数の削減、ネジの数の削減等により、解体が容易な構造を指向している。	4	3	1	0	30
		45	リサイクルが容易なように、プラスチック部品等に材料を表示している。	3	2	1	0	31
廃棄の段階	リサイクルの推進	46	使用後の自社製品を原材料等として再利用している。	9	7	0	2	25
		47	建築物を、解体後にリサイクルが容易な構造にしている(部材のユニット化や建材の単一素材化によって、分別・リサイクルを容易にする等の事例がある)。	1	1	0	0	33
	適正処理の推進	48	建築物の解体に当たっては、吹き付けアスベストを事前に除去している。	12	11	0	1	22
プロセス等の更新の段階	リサイクル等の推進	49	製造工程の改善等により、廃棄物の発生を抑制している。	17	11	5	1	17
		50	木製の用具を金属製に代替することによって、リサイクルを促進している(コンクリート用熱帯材合板型枠に代えて、金属型枠を採用した事例がある)。	3	2	1	0	31
		51	産業廃棄物の発生の抑制、リサイクル等のために設備投資、新技術の開発を行っている。	19	11	4	4	15
		52	自社に産業廃棄物の中間処理施設を導入している。	10	7	0	3	24
		53	リサイクル技術に関する情報を収集している。	20	15	5	0	14
		54	他の企業、事務所と連携して、廃棄物の発生の抑制、リサイクル等に取り組んでいる。	19	11	5	3	15

ケ 環境の保全に係る組織体制の整備

社内管理体制の整備(項目14～29)、緊急時対策(項目34～36)について取り組む事業所が多く、かつ目標を達成したとする割合も大きい。

段階	分類	項目番号	配慮項目	関連有とした事業所数				関連なし
				合計	目標を達成した	取組んだが目標は達成できなかった	関連はあるが取組まなかった	
原料等の調達段階		1	環境に配慮した物品等の調達に係る基準及びリストを作成し、現状に合わせて見直しを行っている。	23	14	8	1	11
		2	上記の基準リストに基づく調達状況を把握している。	22	13	8	1	12
		3	自社製品及び社外から購入する部品等について、想定されている環境負荷のチェックリストを作成している。	20	7	8	5	14
設計・製造等の段階		4	自社独自の環境保全型商品等の開発に積極的に取り組んでいる。	11	10	0	1	23
		5	製品開発の際、環境負荷の測定、記録及び製品アセスメント(製品が廃棄物になった場合の適正処理の困難性の評価(ライフサイクルアセスメントを含む。))を実施している。	11	7	4	0	23
		6	既存製品についても、計画的に製品アセスメント等を実施している。	13	8	3	2	21
		7	設計時に、環境負荷低減技術の採用効果の試算を行っている。	13	7	5	1	21
		8	開発される技術が環境に与える影響の評価を行っている。	11	8	3	0	23
		9	部品材料メーカーからのグリーン情報や市場のリサイクル情報を設計に反映させている。	11	5	2	4	23
		10	新規事業を始める際、企画・計画・設計段階、建設段階、運用段階、改修・解体段階のそれぞれの段階で環境影響を評価し、これに基づいて環境の保全のための適切な対策を行っている。	12	11	1	0	22
		11	新規事業実施前に行った環境影響評価の結果が妥当であったかどうかフォローアップを事業中及び事業後に行っている。	14	9	4	1	20
		12	発注者及び設計者に対し、建設副産物のリサイクル、合板型枠の使用合理化等の環境保全の提案をしている。	6	4	1	1	28

段階	分類	項目番号	配慮項目	関連有とした事業所数				関連なし
				合計	目標を達成した	取組んだが目標は達成できなかった	関連はあるが取組まなかった	
設計・製造等の段階		13	環境を変革する代替措置として環境修復(ミティゲーション)を計画、設計に盛り込んでいる(ミティゲーションには、回避(保全すべき自然環境のある箇所を、路線の変更、トンネル化、橋梁化等により避ける)、最小化(保全すべき自然環境のある箇所への影響を、盛土構造から橋梁構造に変更する等により、最小にとどめる)、代替(保全すべき自然環境が止むを得ず消失する場合に、元々の自然環境と同等のものを他の場所に設ける)、修復・再生(工事によってダメージを受けた自然環境を、植栽や表土復元等により修復・再生する)がある)。	4	3	0	1	30
全般	社内管理体制の整備	14	法規制等の整理をしている。	34	31	2	1	0
		15	法規制等の変化に対応する手順ができている。	34	30	3	1	0
		16	環境対応のための役割分担や責任、権限等が明確に定められている。	34	31	2	1	0
		17	環境を担当する職員、又は組織が明確になっている。	34	33	1	0	0
		18	環境の保全を所轄する役員が任命されている。	27	26	0	1	7
		19	環境の保全に必要な人材、情報、その他の資源が用意できる体制がある。	34	29	5	0	0
		20	職員等に環境意識の向上や環境保全に必要な教育を行う計画を定めている。	34	28	5	1	0
		21	職員等が環境保全上必要な資格、能力等を保有できるよう養成している。	34	27	7	0	0
		22	委託、協力会社等についても、必要な意識、能力等を保有するよう、対応をとっている。	34	29	5	0	0
		23	環境活動に必要な情報やその実績、評価結果等が内部で適切に伝達される仕組みが整えられている。	34	29	4	1	0
		24	外部からの意見、苦情、問い合わせ等を受け付け、対応する仕組みが整えられている。	33	30	3	0	1
		25	環境活動上、必要な作業手順、運用基準等が明確に定められている。	34	29	4	1	0
		26	必要な場合、委託、協力会社等に対しても作業手順や運用基準が徹底されるよう配慮している。	34	29	5	0	0
		27	リサイクル、廃棄物の処理等について、計画の策定、目標値の設定等を行っている。	33	29	3	1	1
		28	協力会社、納入会社、委託業者、関連会社等について、環境の保全の面から評価し、その選定に活かすとともに、改善支援を行っている。	32	18	13	1	2
		29	委託契約等に環境配慮が契約管理に組み込まれている。	33	23	9	1	1
	情報提供等	30	事業活動に伴う重要な環境負荷、環境に関する主要な目標、環境担当者の連絡先等を公表している。	30	23	7	0	4
		31	消費者に対して、環境の保全に関する情報提供や啓発活動を行っている。	20	19	1	0	14
		32	外部からの環境の保全に関する情報の提供、公表の依頼に対する窓口を置いている。	25	22	3	0	9
		33	外部関係者の意見聴取を定期的に行い、環境に対する取り組みの際に考慮している。	23	15	5	3	11
	緊急時対策	34	緊急時、非定常時の対応マニュアルを整備している。	34	31	3	0	0
		35	緊急時、非定常時の対応の訓練、教育を実施している。	34	30	4	0	0
		36	緊急時の連絡体制を整備している。	34	33	1	0	0

環境負荷低減行動事業所一覧

令和 7 年 3 月 3 1 日現在

	事業所名	区 名	所在地	環境負荷 低減行動計画書		環境 行動 事業所	備考
				報告	計画		
1	川崎市立川崎病院	川崎区	新川通 1 2 - 1	○	○		計画期間：R2. 4. 1～R7. 3. 31
2	味の素(株)川崎事業所	川崎区	鈴木町 1 - 1	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
3	E N E O S (株) 川崎製油所 浮島北地区	川崎区	浮島町 7 番 1 号			○	初回認定日：H13. 10. 19
4	E N E O S (株) 川崎製油所 浮島南地区	川崎区	浮島町 1 0 番 1 0 号			○	初回認定日：H13. 9. 4
5	花王株式会社 川崎工場	川崎区	浮島町 1 - 2			○	初回認定日：H30. 10. 5
6	東芝エネルギーシステムズ(株) 浜川崎工場	川崎区	浮島町 2 - 1			○	初回認定日：H13. 1. 19
7	東亜合成株式会社 川崎工場	川崎区	浮島町 7 - 4	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
8	(株)ENEOS NUC 川崎工業所	川崎区	浮島町 8 - 1	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
9	セントラル硝子株式会社 川崎工場	川崎区	浮島町 1 0 - 2			○	初回認定日：H27. 10. 14
10	日本ブチル株式会社	川崎区	浮島町 1 0 - 3	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
11	日本合成アルコール株式会社	川崎区	浮島町 1 0 - 8	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
12	旭化成(株) 製造統括本部 川崎製造所 アクリル樹脂製造部	川崎区	浮島町 1 0 - 9			○	初回認定日：H14. 1. 7
13	株式会社日本触媒 川崎製造所 浮島工場	川崎区	浮島町 1 0 - 1 2			○	初回認定日：H18. 2. 16
14	日本冶金工業(株)川崎製造所	川崎区	小島町 4 - 2			○	初回認定日：R1. 8. 21
15	入江崎水処理センター	川崎区	塩浜 3 - 1 7 - 1	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
16	(株)J E R A 川崎火力発電所	川崎区	千鳥町 5 - 1	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
17	エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル(株) 川崎工場 (千鳥)	川崎区	千鳥町 1 - 2	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
18	日本乳化剤(株)川崎工場	川崎区	千鳥町 1 - 1	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
19	株式会社レゾナック 基礎化学品事業部 川崎事業所 (千鳥)	川崎区	千鳥町 2 - 3			○	初回認定日：H30. 7. 17
20	日油株式会社 川崎事業所	川崎区	千鳥町 3 - 3	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
21	株式会社日本触媒 川崎製造所 千鳥工場	川崎区	千鳥町 1 4 - 1			○	初回認定日：H18. 2. 28
22	(株)J E R A 東扇島火力発電所	川崎区	東扇島 3	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
23	日本食塩製造(株)	川崎区	夜光 3 - 3 - 3	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
24	E N E O S 株式会社 川崎製油所 川崎地区	川崎区	夜光 2 - 3 - 1			○	初回認定日：H13. 9. 4
25	日本ゼオン(株)川崎工場	川崎区	夜光 1 - 2 - 1	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
26	旭化成(株) 製造統括本部 川崎製造所	川崎区	夜光 1 - 3 - 1			○	初回認定日：H13. 8. 30
27	東亜石油(株) 京浜製油所	川崎区	水江町 3 - 1			○	初回認定日：H13. 6. 1
28	浮島処理センター	川崎区	浮島町 5 0 9 - 1	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
29	日本ポリエチレン(株)川崎工場 (南地区)	川崎区	千鳥町 1 0 - 1			○	初回認定日：H25. 7. 22
30	サンアロマー(株)製造本部川崎工場	川崎区	千鳥町 1 3 - 1	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
31	コアレックス三栄(株) 東京工場	川崎区	水江町 6 - 1 0	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
32	三愛オブリ株式会社 天然ガス・産業エネルギー部 川崎エネルギーセンター	川崎区	殿町 3 - 2 6 - 2	○	○		計画期間：R3. 4. 1～R8. 3. 31
33	川崎クリーンパワー発電所	川崎区	水江町 4 - 1	○	○		計画期間：R2. 4. 1～R7. 3. 31

環境負荷低減行動事業所一覧

令和 7 年 3 月 3 1 日現在

	事業所名	区 名	所在地	環境負荷 低減行動計画書		環境 行動 事業所	備考
				報告	計画		
34	エリーパワー(株)川崎事業所	川崎区	水江町 4－7	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
35	(株)デイ・シイ川崎工場	川崎区	浅野町 1－1			○	初回認定日：H13. 7. 13
36	株式会社レゾナック 基礎化学品事業部 川崎事業所	川崎区	扇町 5－1			○	初回認定日：H26. 8. 21
37	東日本旅客鉄道株式会社エネルギー企画部川崎発電所	川崎区	扇町 8－3			○	初回認定日：H13. 7. 10
38	富士電機(株)川崎工場	川崎区	田辺新田 1－1			○	初回認定日：H13. 11. 16
39	J F E スチール(株)東日本製鉄所（京浜地区）	川崎区	扇島 1－1	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
40	ペットリファインテクノロジー(株)	川崎区	扇町 1 2－2	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
41	J & T 環境株式会社 川崎エコクリーン	川崎区	扇町 6－1 2	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
42	川崎天然ガス発電所	川崎区	扇町 1 2－1	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
43	川崎バイオマス発電所	川崎区	扇町 1 2－6	○	○		計画期間：R3. 4. 1～R8. 3. 31
44	株式会社 京浜バイオマスパワー 京浜バイオマス発電所	川崎区	扇町 1 8 番 1 号	○	○		計画期間：R3. 4. 1～R8. 3. 31
45	ラゾーナ川崎プラザ	幸区	堀川町 7 2－1	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
46	加瀬水処理センター	幸区	南加瀬 4－4 0－2	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
47	等々力水処理センター	中原区	宮内 3－2 2－1	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
48	三菱ふそうトラック・バス(株)	中原区	大倉町 1 0	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
49	橋処理センター	高津区	新作 1－2 0－1		○		計画期間：R6. 4. 1～R11. 3. 31
50	学校法人聖マリアンナ医科大学	宮前区	菅生 2－1 6－1	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
51	麻生水処理センター	麻生区	上麻生 6－1 5－1	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
52	王禅寺処理センター	麻生区	王禅寺 1 2 8 5	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31
53	医療法人社団三成会 新百合ヶ丘総合病院	麻生区	古沢字都古255	○	○		計画期間：R5. 4. 1～R10. 3. 31

	事業所数
環境負荷低減行動計画の対象事業所	53
環境負荷低減行動計画書を提出した事業所	35
計画書に対する報告書の提出事業所	34

※ 環境行動事業所は全部で32事業所であるが、そのうち環境負荷低減行動計画の該当事業所数は18事業所である。

※ 橋処理センターは令和6年4月1日より本格稼働しているため、計画書のみが提出されている。

○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成 11 年 12 月 24 日条例第 50 号)抜粋

第7章 事業所における環境への負荷の低減等

(略)

第4節 環境負荷低減行動計画の策定等

(環境負荷低減行動計画の策定等)

第 73 条 指定事業所のうち、規則で定める指定事業所を設置する者は、自らの責任において環境への負荷を低減するため、当該指定事業所の事業内容、形態等に応じ、規則で定めるところにより、環境への負荷の低減を図る行動計画(以下「環境負荷低減行動計画」という。)の策定に努めなければならない。

2 前項に規定する者のうち、規則で定める指定事業所を設置する者は、当該指定事業所に係る環境負荷低減行動計画を記載した書面(以下「環境負荷低減行動計画書」という。)を作成し、市長に提出するものとする。

3 前項の規定により環境負荷低減行動計画書を提出するものとされる者以外の第1項に規定する規則で定める指定事業所を設置する者は、環境への負荷の低減に積極的に取り組むため、当該指定事業所に係る環境負荷低減行動計画書を作成し、市長に提出することができる。

4 第1項の規定により環境負荷低減行動計画を策定した者は、自らの責任と当該指定事業所と取引その他の関係を有する事業者の協力により、誠実に計画を実施しなければならない。

5 第1項の規定により環境負荷低減行動計画を策定した指定事業所と取引その他の関係を有する事業者は、当該指定事業所の環境への負荷の低減に関する取組に協力しなければならない。

(環境負荷低減行動計画に関する指針)

第 74 条 市長は、事業者が行う環境負荷低減行動計画の策定及びその取組を支援するため、環境負荷低減行動計画に関する指針を定め、これを公表するものとする。

(環境負荷低減行動計画に係る指導等)

第 75 条 市長は、第 73 条第2項の規定により規則で定める指定事業所を設置する者から環境負荷低減行動計画書が提出された場合は、その実施状況を把握するとともに、前条の指針を勘案し、当該環境負荷低減行動計画書を提出した者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(環境負荷低減行動計画書の提出に係る勧告)

第 76 条 市長は、第 73 条第2項の規則で定める指定事業所を設置する者から当該環境負荷低減行動計画書が提出されない場合は、当該事業者に対し、期限を定めて当該環境負荷低減行動計画書を提出すべきことを勧告することができる。

(環境負荷低減行動計画に係る公表)

第 77 条 市長は、環境負荷低減行動計画に関する取組状況その他の規則で定める事項について公表するものとする。

○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成 12 年 12 月 1 日規則第 128 号)抜粋

第6章 環境負荷低減行動計画の策定等

(環境負荷低減行動計画の策定を要する指定事業所)

第 63 条 条例第 73 条第 1 項に規定する規則で定める指定事業所は、第 25 条第 1 項各号に掲げる指定事業所とする。

(環境負荷低減行動計画)

第 64 条 条例第 73 条第 1 項に規定する環境負荷低減行動計画は、次に掲げる事項のうち、指定事業所の事業内容、形態等に応じ、該当する事項について、その事業活動に係る原材料の調達から廃棄までの各段階における環境への負荷を低減するための行動計画を定めるものとする。

- (1) 指定事業所から排出される大気汚染物質(排煙指定物質を除く。以下この章において同じ。)の排出の抑制に係る事項
 - (2) 指定事業所から排出される排水中の排水指定物質(特定有害物質を除く。以下この章において同じ。)の排出の抑制及び水の汚染状態を示す項目(第 44 条に規定する項目及び水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号)第 3 条第 1 項第 12 号に規定する窒素又は燐の含有量をいう。以下この章において同じ。)の改善に係る事項
 - (3) 化学物質(排煙指定物質及び特定有害物質に限る。以下この章において同じ。)の適正管理に係る事項
 - (4) 自動車排出ガスの排出の抑制等に係る事項
 - (5) 温暖化物質の排出の抑制に係る事項
 - (6) 省資源及び省エネルギー対策に係る事項
 - (7) オゾン層破壊物質の排出の防止に係る事項
 - (8) 廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用並びに廃棄物の適正処理に係る事項
 - (9) 指定事業所における環境の保全に係る組織体制の整備に係る事項
- 2 前項の環境負荷低減行動計画は、指定事業所における環境への負荷の低減に向けた取組状況、おおむね 5 年間の行動目標等を明らかにしたものとし、5 年ごとにその内容を見直すものとする。

(環境負荷低減行動計画書の提出)

第 65 条 条例第 73 条第 2 項に規定する規則で定める指定事業所は、次に掲げる指定事業所とする。ただし、第 36 条の規定により環境負荷低減行動計画書の提出に係る手続が免除されている指定事業所を除く。

- (1) 年間使用熱量が 84,000,000,000 キロジュール以上である指定事業所又は別表第 1 の 51 の項に掲げる廃棄物焼却炉の焼却能力が 1 時間当たり 5,000 キログラム以上のものを設置する指定事業所

(2) 指定事業所の1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル以上である指定事業所

2 条例第73条第2項又は第3項の規定により作成する書面は、環境負荷低減行動計画書(第26号様式)とする。

3 条例第73条第2項の規定による提出は、指定事業所の事業を開始した日から起算して60日以内に行うものとする。

(公表)

第66条 条例第77条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項を取りまとめたものとする。

(1) 前条第1項各号に規定する指定事業所(以下「環境負荷低減行動事業所」という。)の数、環境行動事業所として認定を受け環境への負荷の低減に取り組んでいる指定事業所の数及び環境負荷低減行動計画書を提出した指定事業所の数

(2) 環境負荷低減行動事業所における環境への負荷の状況

(3) 環境負荷低減行動事業所における環境への負荷の低減に向けた取組状況

2 条例第77条の規定による公表は、前項に規定する事項を記載した書面を、川崎市環境局その他市長が必要と認める場所に備え置くとともに、当該事項をインターネットの本市のホームページに登載することにより行うものとする。

環境負荷低減行動計画書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第 7 3 条第 2 項 (第 3 項) の規定により、次のとおり提出します。

指 定 事 業 所 の 名 称 等	許 可 番 号	第 号	根 拠 等	☐ 条例第 1 7 条第 1 項 (年 月 日)
				☐ 条例第 2 9 条第 1 項 (年 月 日)
				☐ 条例附則第 3 項
				☐ 条例附則第 5 項 (年 月 日)
名 称				
所 在 地				
計 画 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
付 表	☐ 事業活動の概要書 (付表 1) ☐ 環境への負荷の低減に向けた取組状況書 (付表 2) ☐ 行動目標書 (付表 3) ☐ 環境への負荷の低減に向けた取組結果報告書 (付表 4)			

備考 1 第 2 6 号様式の付表 1 から付表 4 までの書類を用いることとし、添付したものについて□内にレ印を記載してください。

2 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあってはその代表者) が署名することができます。

事業活動の概要書

事業内容			
事業所の規模	従業員数	人	
	事業所の延べ床面積	平方メートル	
	年間使用熱量	$\times 10^{10}$ キロジュール／年	
	廃棄物焼却炉の焼却能力	キログラム／時	
	総排水量（平均）	立方メートル／日	
	自動車の使用台数	台	
環境の保全に関する組織体制	（環境の保全に関する組織体制図）		
全ての段階における取組状況（指数）	対象とする配慮項目	現状の配慮項目	今後の配慮項目
	100		

環境への負荷の低減に向けた取組状況書

事 項	対 象 と す る 配 慮 項 目	現 状 の 配 慮 項 目	今 後 の 配 慮 項 目
大気汚染物質の排出の抑制			
排水指定物質の排出抑制及び水の汚染状態を示す項目の改善			
化学物質の適正管理（排煙指定物質及び特定有害物質に限る。）			
自動車排出ガスの排出の抑制等			
温暖化物質の排出の抑制			
省資源及び省エネルギー対策（省資源率、エネルギー効率等）			
オゾン層破壊物質の排出の防止			
廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用並びに廃棄物の適正処理			
指定事業所における環境の保全に係る組織体制の整備			
合 計 点			
指 数	1 0 0		
備 考			

備考 環境負荷低減行動計画に関する指針により作成してください。

第 2 6 号様式（付表 3）

行 動 目 標 書

事 項	計 画 期 間 の 行 動 目 標
大気汚染物質の排出の抑制	
排水指定物質の排出抑制及び水の汚染状態を示す項目の改善	
化学物質の適正管理（排煙指定物質及び特定有害物質に限る。）	
自動車排出ガスの排出の抑制等	
温暖化物質の排出の抑制	
省資源及び省エネルギー対策（省資源率、エネルギー効率等）	
オゾン層破壊物質の排出の防止	
廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用並びに廃棄物の適正処理	
指定事業所における環境の保全に係る組織体制の整備	
備 考	

- 備考 1 可能な範囲で、定量的な行動目標（低減率、利用率、管理目標値等）を記載してください。
- 2 定量的な行動目標は、単位を記載してください。
- 3 備考欄には、環境への負荷が増加する場合の要因等を記載してください。

環境への負荷の低減に向けた取組結果報告書

1 取組状況

対 象 事 項	計 画 策 定 段 階 に お け る 配 慮 項 目		計画期間に取り組んだ 配 慮 項 目
	現 状 の 配 慮 項 目	予定していた配慮項目	
大気汚染物質の排出の抑制			
排水指定物質の排出抑制 及び水の汚染状態を示す 項目の改善			
化学物質の適正管理（排 煙指定物質及び特定有害 物質に限る。）			
自動車排出ガスの排出の 抑制等			
温暖化物質の排出の抑制			
省資源及び省エネルギー 対策（省資源率、エネル ギー効率等）			
オゾン層破壊物質の排出 の防止			
廃棄物の発生抑制、再利 用及び再生利用並びに廃 棄物の適正処理			
指定事業所における環境 の保全に係る組織体制の 整備			
合 計 点			
指 数			
備 考			

備考 環境負荷低減行動計画に関する指針により作成してください。

2 行動目標

対 象 事 項	計 画 期 間 の 行 動 目 標	達成状況
大気汚染物質の排出の抑制		
排水指定物質の排出抑制及び水の汚染状態を示す項目の改善		
化学物質の適正管理（排煙指定物質及び特定有害物質に限る。）		
自動車排出ガスの排出の抑制等		
温暖化物質の排出の抑制		
省資源及び省エネルギー対策（省資源率、エネルギー効率等）		
オゾン層破壊物質の排出の防止		
廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用並びに廃棄物の適正処理		
指定事業所における環境の保全に係る組織体制の整備		
備 考		

- 備考 1 可能な範囲で、定量的な行動目標（低減率、利用率、管理目標値等）を記載してください。
- 2 定量的な行動目標は、単位を記載してください。
- 3 備考欄には、環境への負荷が増加する場合の要因等を記載してください。

川崎市告示第605号

環境負荷低減行動計画に関する指針

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号。以下「条例」という。）第74条の規定により環境負荷低減行動計画に関する指針を次のように定め、平成12年12月20日から適用する。

平成12年12月1日

川崎市長 高橋 清

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号。以下「規則」という。）第25条第1項に規定する環境配慮書の作成を要する指定事業所を設置する者は、自らの責任において環境への負荷を低減するため、当該指定事業所の事業内容、形態等に応じ、次に定めるところにより、環境への負荷の低減を図るための行動計画を策定するものとする。

1 環境負荷低減行動計画の作成、実施等の手順

環境負荷低減行動計画（以下「計画」という。）の策定に当たって、日本産業規格Q14001に定める環境マネジメントシステム及びこれと同等の環境マネジメントシステムの実施により事業所独自の計画の策定、実施等の手順がある場合にあってはその手順により、事業所独自の計画の策定、実施等の手順がない場合にあっては次の手順によるものとする。なお、8の環境負荷低減行動計画書の作成に当たっては、3から7までに定める方法によること。

（1）環境管理体制の整備及び対象事項の選定

環境管理のための体制を整備した上で、指定事業所の事業内容、事業所の形態等に応じ、当該指定事業所において、環境への負荷の低減に向けた取組の対象となる事項を、規則第64条第1項各号に掲げる事項から選定する。

（2）現況の把握

評価対象として選定した事項について、環境負荷低減行動の現況の取組状況を把握するとともに、現況の環境への負荷量も把握し、それらの結果を取りまとめる。

（3）現況の評価

選定した対象事項について、現況の取組状況及び環境への負荷量の結果を基に、事業者としての環境上の関心、環境への影響の程度の観点等から現況の環境負荷低減行動を評価する。

（4）計画の策定

現況の評価結果を基に、事業所としての環境負荷低減行動に係る方針を策定し、この方針に沿った環境行動目標を掲げた計画を策定する。

規則第65条第1項に規定する事業所にあっては、環境負荷低減行動計画書を市長に提出する。

（5）計画の実施

策定した計画は、適切に実施するとともに、計画の実施状況について、適宜評価を実施し、計画の実施状況に反映させる。

（6）評価・見直し

計画終了年度において、それまでの計画の実施状況、評価の結果等を基に、計画の見直しを行うものとする。

計画の策定から計画の評価及び見直しまでに至る流れは、図のとおりである。

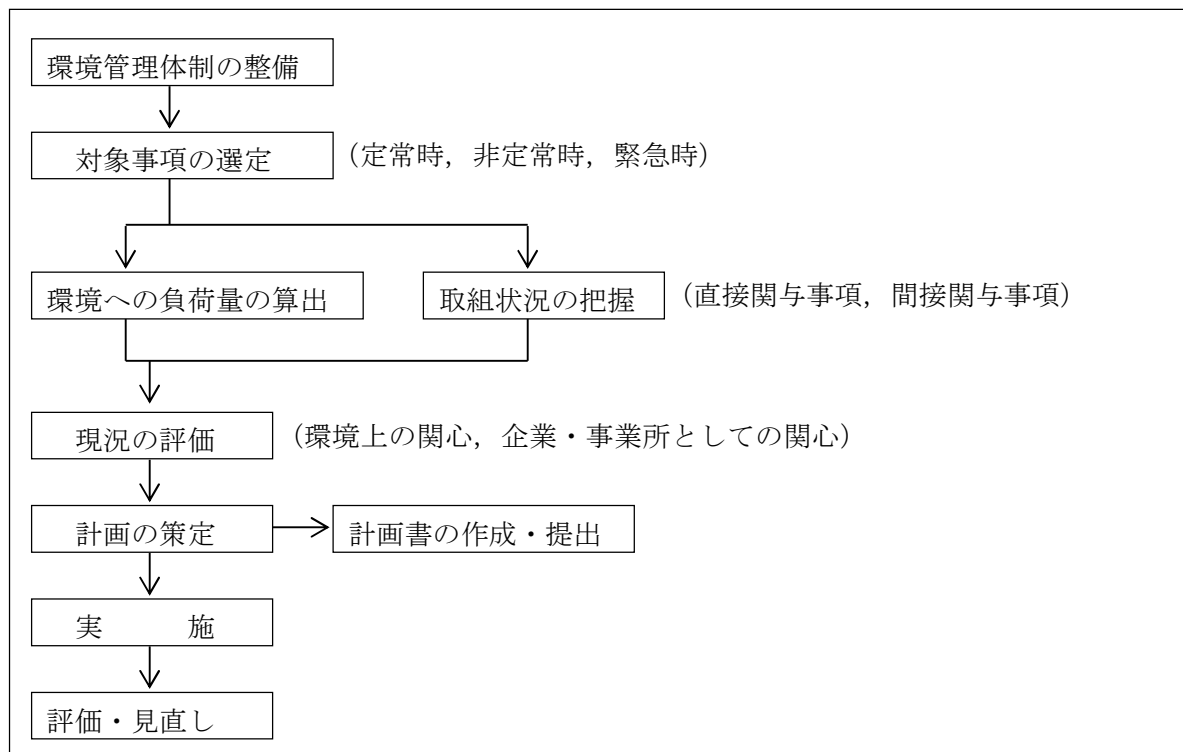


図 計画の策定、実施等の流れ

2 環境管理体制の整備

環境の保全を推進するための役割、責任及び権限の体制を次により整備し、明確化する。

(1) 体制の明確化

環境の保全に係る管理責任者及び専門部署又は担当者を設置すること。

環境管理の体制は、計画の策定後の運用段階においても、環境方針、環境行動目標の実施、評価等の各種継続的な改善のための活動が発生することに留意する。

(2) 組織図の作成

環境の保全に係る組織体制を明示した組織図を作成すること。

3 対象事項の選定

対象事項の選定は、規則第64条第1項各号に掲げる事項のうちから、次に掲げる事項に留意し、法規制等に関連する事項、環境への負荷が多い事項、事業所の形態別に関連する事項、事業所の事業内容に関連する事項、環境への社会的な関心と動向等に配慮して行う。

対象事項の選定に当たって参考とするため、別表第1の1に法規制等に関連する事項を、同表の2に事業所の形態別に関連する事項を、同表の3に事業所の事業内容に関連する事項を示した。

(1) 対象事項の選定に当たっては、事業所が管理できる範囲（以下「直接影響の範囲」という。）にとどまらず、影響力を及ぼすことができる範囲（以下「間接影響の範囲」という。）まで実施すること。

(2) 対象事項の選定に当たっては、現在の環境影響にとどまらず、可能な限り過去の環境影響（土壌汚染、地下水汚染、PCB等の保管等）についても把握するほか、将来の企業活動についても、予想される範囲で大きな影響を及ぼすような事項（緊急事態等）についても確認しておくこと。

4 取組状況の把握

環境の保全への取組状況の把握は、現時点の取組状況を認識することにより、事業所の対象となる配慮項目及び今後実施すべき具体的な取組を明らかにすることを目的とする。

現況の取組状況は、3により選定した対象事項について、別表第2の配慮項目の欄に掲げる対象事項ごとの配慮項目により、各配慮項目に対する取組状況を次により把握するものとする。

(1) 現況把握の対象範囲

別表第2は、環境負荷低減行動の対象事項ごとに、表－1に掲げる各段階に分類して示している。

別表第2の配慮項目の欄に掲げる配慮項目は、あらゆる業種の事業所が利用できるものとなっているため、事業所に関連がある項目を選定する。これらの配慮項目は、業種によっては、直接影響の範囲で関連のない項目も含まれているが、間接影響の範囲について、関連があると判断される項目も含めて対象項目を選定するものとする。

表－1 環境への負荷の低減に係る対象項目の分類（ライフサイクルの各段階）

段 階	対 象
原料等の調達段階	製品の原材料、日常業務に用いる資材、機材等の調達及び購入に係るもの
製品の設計、製造等の段階	製品の設計及び製造、日常業務に係るもの。製造に伴って排出される物質に係る対策等が対象となる。
製品の輸送、販売等の段階	製品の包装、輸送、販売等に係るもの。輸送段階での廃棄物の削減、環境に配慮した製品の販売促進等が対象となる。
製品等の使用の段階	製品の使用に係るもの。省エネルギー設計等使用時の環境への負荷を低減させる対策等が対象となる。
製品等の廃棄の段階	製品等の廃棄に係るもの。廃品の回収、リサイクル等が対象となる。
プロセス等の更新の段階	プロセス、工程、設備等の更新に係るもの。環境への負荷が小さくなるようにプロセスの改善等が対象となる。

(2) 現況の取組状況の把握方法

現況の取組状況は、選定した対象事項ごとについて、現況の取組を踏まえて、別表第2の取組状況の欄に、表－2に掲げる記号を記載する。

各配慮項目とも、定常時（通常時）及び非定常時（非通常時）に関連するものとして記号を記載するものとする。緊急時については、配慮項目に設定している。

表－２ 現況の取組状況の把握方法

取 組 状 況		記 号
関連する項目	既に取り組んでいる項目	○
	ある程度取り組んでいるが、さらに取組が必要な項目	△
	取り組んでいない項目	×
関連のない項目		/

５ 環境への負荷量の算出

対象とした事項について、事業活動に伴って発生している負荷量を把握し、環境への影響の大きい対象事項を明らかにして、今後の取組項目の選定の資料とする。この場合において、環境への負荷量の算出の結果から、事業所からの負荷量が比較的大きい事項について、環境影響の規模、重大性、発生の確率及び持続期間を考慮して、環境への影響を評価し、今後、重点的に取り組むべき事項を抽出する。環境への負荷量の算出に当たっては、事業活動の一連の流れを整理し、既存のデータにより、各工程から発生する環境への負荷を洗い出すことが有効な手段となる。環境への負荷量は、表－３に掲げる対象事項ごとに、別表第３から別表第９までに示した方法により算出する。なお、年ごとの負荷量が同じ根拠で容易に把握できるようにしておくことが重要である。

（１）実測値による負荷量の算出

環境への負荷量は、できる限り実測値によることが望ましい。既に実測値を把握している場合は、その実測により負荷量を算出するものとする。

（２）推計による負荷量の把握

実測値がない場合又は実測による算出が困難な対象事項については、推計により環境への負荷量を把握する。

表－３ 環境への負荷量の算出方法の一覧

算 定 方 法	別 表
事業所からの大気汚染物質の排出量の算出方法	別表第３
事業所からの水質汚濁物質（排水指定物質及び水の汚染状態を示す項目をいう。以下同じ。）の排出量の算出方法	別表第４
事業所からの化学物質の排出量の算出方法	別表第５
事業所で使用する自動車からの排出ガス量の算出方法	別表第６
事業所から排出される温暖化物質の排出量の算出方法	別表第７
事業所で使用する資源量の算出方法	別表第８
事業所からの廃棄物等の排出量の算出方法	別表第９

6 現況の評価

4の取組状況の把握及び5の環境への負荷量の算出の結果を踏まえ、次により事業所における環境負荷低減行動の取組状況の評価を行い、環境方針、環境行動目標等の計画の策定に当たって、今後、取り組むべき重要な課題を選定するための基礎資料とする。

現況の評価に当たっては、次により自らの取組を定量的に把握する。

(1) 環境の保全に対する重要度

4の取組状況の把握により、別表第2の取組状況の欄に「○」、「△」又は「×」のいずれかを記載した配慮項目について、次の観点を考慮し、表－4に掲げる効果の状況の欄に応じた重要度を、別表第2の環境の保全の重要度の欄に記載する。

ア 法律及び条例による規制の適用

イ 環境への負荷の大きい事項（環境影響を変化させることの困難さ等）

ウ 環境影響を変化させたときの事業活動に与える影響

エ 利害関係者の関心

オ 環境問題への社会的な関心と動向（企業イメージに及ぼす影響等）

表－4 環境の保全に対する重要度による重要点

効果の状況	重要点
環境の保全等に大きな効果がある項目	3点
環境の保全等に中程度の効果がある項目	2点
環境の保全等に若干の効果がある項目	1点

(2) 取組状況による点数付け

別表第2の配慮項目ごとに、4（2）において同表の取組状況の欄に記載した記号（表－2の○、△又は×）について、表－5に掲げるチェックの状況に応じた点数を付ける。

表－5 取組状況による点数のつけ方

チェックの状況	点数
「○」の項目（既に取り組んでいる項目）	2点
「△」の項目（ある程度取り組んでいるが、さらに取組が必要な項目）	1点
「×」の項目（取り組んでいない項目）	0点

(3) 取組状況の点数化

別表第2の配慮項目ごとに、（1）において同表の環境の保全の重要度の欄に記載した重要点と（2）において同表の取組状況の欄に記載した記号に付けた点数を次の例により乗じ、現況の取組状況を点数化する。この配慮項目ごとの点数を、事業所において関連する配慮項目（4（2）において、別表第2の取組状況の欄に「／」以外の記号を記載した項目をいう。以下同じ。）のすべてについて合計する。この合計値を「環境負荷低減行動指標値」とし、環境負荷低減に係る取組状況の現状を示す値とする。

表－6 取組状況の点数化（例）

効果の状況	取組状況	算出式	点数
「大きな効果がある。」と判断した項目	「○」である場合	3点×2点	6点
「中程度の効果がある。」と判断した項目	「×」である場合	2点×0点	0点
「若干の効果がある。」と判断した項目	「△」である場合	1点×1点	1点

(4) 環境負荷低減行動の取組目標の設定

事業所において関連する配慮項目のすべてについて取り組んだ場合の環境負荷低減行動指標目標値を把握する。この場合において、(2)の表－5の点数を表－7のように変更する。

表－7 取組状況による点数のつけ方（目標設定用）

チェックの状況	点数
「○」の項目（既に取り組んでいる項目）	2点
「△」の項目（ある程度取り組んでいるが、さらに取組が必要な項目）	2点
「×」の項目（取り組んでいない項目）	2点

表－7により、環境負荷低減行動指標目標値の把握用に変更したチェックの状況に応じた点数に、(1)の表－4の重要点を乗じて、(3)の取組状況の点数化に掲げる方法に準じた表－8に掲げるところにより、環境負荷低減行動指標目標値を求める。

表－8 環境負荷低減行動指標目標値の把握方法（例）

効果の状況	取組状況	算出式	点数
「大きな効果がある。」と判断した項目	「○」である場合	3点×2点	6点
「中程度の効果がある。」と判断した項目	「×」である場合	2点×2点	4点
「若干の効果がある。」と判断した項目	「△」である場合	1点×2点	2点

(5) 取組状況の現況の評価

環境負荷低減行動指標目標値は、事業所における達成目標であり、(3)の取組状況の点数化により求めた環境負荷低減行動指標値と比較することにより、現状の環境負荷低減行動の取組の達成度（以下「現状達成度」という。）を把握する。

各事業所は、計画の策定時にこの現状達成度を求め、今後取り組む環境負荷低減行動の選定の際の基礎資料とする。この環境負荷低減行動指標値と現状達成度は、計画策定時に限らず、計画実施後、毎年の把握を行い、経年的な取組状況を把握することが望ましい。

$$\text{現状達成度} = \frac{\text{環境負荷低減行動指標値}}{\text{環境負荷低減行動指標目標値}} \times 100$$

7 計画の策定

4の取組状況の把握、5の環境への負荷量の算出及び6の現況の評価の結果を参考にして、5年間程度の範囲で、環境への負荷の低減に向けた計画を策定する。

計画の策定に当たっては、事業所としての環境負荷低減行動に係る方針に沿って計画の策定を行う。既に方針がある事業所にあつてはそれを確認し、方針がない事業所にあつては、これまで検討した結果により今後対応の必要な汚染物質を対象とした対応方針を立てる。また、計画は、事業所の事業活動の内容、形態等に応じて、よりわかりやすい計画の策定に努めることが望ましい。

6で算出した環境負荷低減行動指標値、環境負荷低減行動指標目標値及び現状達成度を参考に、今後の取組を行う環境負荷低減行動を選定する。この選定は、計画の重要な 骨子となることに留意する。

(1) 今後の配慮項目の選定

別表第2の取組状況の欄に「/」以外の記号を記載した配慮項目について、同表の環境の保全の重要度の欄に記載した重要度を考慮して、今後、取り組む必要があると考えられる配慮項目を選定する。特に、同表の取組状況の欄に「△」又は「×」が付された配慮項目については、必要に応じて重点的に取り組むことが考えられる。また、配慮項目の選定は、継続的な改善を視野に、取組自体が合理的で、実行可能な配慮項目を選定するものとする。

選定した項目については、同表の今後の取組状況の欄に、今後5年程度の範囲内に取り組む予定について、表－9に掲げる取組状況に応じた記号を記載する。

表－9 今後の取組状況の把握方法（今後5年の予定）

取 組 状 況	記 号
取り組む予定がある項目	○
ある程度取り組む予定であるが、さらに取組が必要な項目	△
取り組む予定のない項目	×

備考 現在既に取り組んでおり、今後も継続して取り組んでいく配慮項目については、別表第2の取組状況の欄に既に「○」の記載があっても、今後の取組予定の欄にも同様に「○」を記載する。

(2) 今後の取組状況の評価

(1) で選定した配慮項目に係る環境負荷低減行動について、点数付けをし、指標化を行い、今後の取組状況进行评估する。

ア 今後の取組状況の点数付け

別表第2の配慮項目ごとに、(1)において同表の今後の取組状況の欄に記載した記号（表－9の○、△又は×）について、表－10に掲げるチェックの状況に応じた点数を付ける。

表－10 今後の取組状況の点数付け（今後5年の予定）

チェックの状況	点 数
「○」の配慮項目（取り組む予定がある項目）	2 点
「△」の配慮項目（ある程度取り組む予定であるが、さらに取組が必要な項目）	1 点
「×」の配慮項目（取り組む予定のない項目）	0 点

イ 今後の取組状況の点数化

6（3）の取組状況の点数化に掲げる方法に準じて、今後の取組状況について配慮項目ごとに、環境の保全に対する重要度を勘案し、表－１１に掲げる例により点数を付ける。

点数を付けた項目を合計し、この合計値を「環境負荷低減行動指標計画値」とし、環境負荷低減に係る今後の取組状況を示す値とする。

表－１１ 今後の取組状況の点数化（例）

効果の状況	取組状況	算出式	点数
「大きな効果がある。」と判断した項目	「○」である場合	3点×2点	6点
「中程度の効果がある。」と判断した項目	「×」である場合	2点×0点	0点
「若干の効果がある。」と判断した項目	「△」である場合	1点×1点	1点

ウ 今後の取組状況の評価

環境負荷低減行動指標計画値と6（4）に掲げる環境負荷低減行動指標目標値とを比較することにより、今後の環境負荷低減行動の取組の達成度（以下「達成予定度」という。）を把握する。計画の策定に当たっては、この達成予定度を求め、今後の取組の結果、どの程度まで取組状況が改善されるかという評価を行う。

$$\text{達成予定度} = \frac{\text{環境負荷低減行動指標計画値}}{\text{環境負荷低減行動指標目標値}} \times 100$$

（3）計画の策定

計画の策定に当たっては、次に掲げる事項について、8の環境負荷低減行動計画書に準じて計画をとりまとめることが望ましい。

指定事業所の設置・変更許可申請に併せて作成する環境配慮書については、中期的な計画に沿って、環境への負荷の低減に配慮したものとすることが望ましいことから、計画と関連付けた環境配慮書の作成に努めるものとする。

ア 事業活動の概要

計画には、次の事項を簡潔に記述する。

（ア）事業内容

（イ）事業所の規模（従業員数、事業所の延べ床面積、年間使用熱量、廃棄物焼却炉の焼却能力、1日当りの総排水量及び自動車の使用台数）

（ウ）環境の保全に関する組織体制等

イ 環境の保全に向けた具体的な取組

6の現況の評価及び（2）の今後の取組状況の評価の結果を踏まえ、対象事項に係る次の事項について整理する。

（ア）別表第2の取組状況の欄に現況の取組状況を、同表の環境保全の重要度の欄に重要点を、同表の今後の取組状況の欄に今後の取組予定をそれぞれ整理する。

（イ）環境負荷低減行動指標目標値

（ウ）環境負荷低減行動指標値及び現状達成度

（エ）環境負荷低減行動指標計画値及び達成予定度

ウ 行動目標の設定

環境への負荷の現状並びに環境保全に向けた方針及び具体的な取組を基に、対象事項についての行動目標を検討し、整理する。行動目標の設定に当たっては、継続的な改善を視野に、目標自体が合理的で、実現可能であることに留意する。この場合において、可能な範囲で次のような定量的な目標の設定に努めるものとする。

(ア) 指定事業所から排出される大気汚染物質の排出の抑制に係る事項

- a 生産量（使用熱量、出荷額等）当りの負荷の削減率（1年に〇%など）
- b 窒素酸化物等の総排出量を〇年間で現状より〇%削減

(イ) 指定事業所から排出される排水中の排水指定物質の排出の抑制及び水の汚染状態を示す項目の改善に係る事項

- a 生産量、出荷額当りの負荷の削減率（1年に〇%など）
- b 化学的酸素要求量等の排出負荷量を〇年間で現状より〇%削減

(ウ) 化学物質の適正管理に係る事項

- a 〇年間で〇〇〇〇物質の使用量（排出量）を〇%削減する。
- b 生産量（出荷額）当りの〇〇〇物質の使用量を〇%削減する。

(エ) 自動車排出ガスの排出の抑制等に係る事項

- a 自動車からの窒素酸化物（粒子状物質）の排出量を現状より〇%削減
- b 〇年間で〇台の低公害車（電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等）を導入する。

(オ) 温暖化物質の排出の抑制に係る事項

二酸化炭素の排出量を〇年間で現状より〇%削減

(カ) 省資源及び省エネルギー対策に係る事項

- a 水（電気）の使用量の削減（節約）率（1年に〇%など）
- b 生産量（出荷額）当りの原材料（使用熱量）の削減率（1年に〇%など）
- c エネルギー効率（発電効率）を現状より〇%向上

(キ) オゾン層破壊物質の排出の防止に係る事項

- a オゾン層破壊物質の使用量を現状より〇%削減
- b 〇%のオゾン層破壊物質を回収・処理

(ク) 廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用並びに廃棄物の適正処理に係る事項

廃棄物の発生抑制率、再利用率、再生利用率等

8 環境負荷低減行動計画書の作成

(1) 計画書の作成

ア 事業活動の概要

規則第26号様式付表1（事業活動の概要書）には、7（3）アに掲げる事業活動の概要に係る各事項を記載する。

イ 環境への負荷の低減に向けた取組状況

規則第26号様式付表2（環境への負荷の低減に向けた取組状況書）には、7（3）イに掲げる事項について、別表第2に記載した結果を基に、次により取りまとめる。

(ア) 対象とする配慮項目

別表第2の取組状況の欄に、「／」以外の記号（○、△及び×）を記載した配慮項目について同表の項目番号の欄の番号を、対象項目ごとに記載する。また、合計点の欄には、環境負荷低減行動指標目標値を記載する。

(イ) 現状の配慮項目

別表第2の取組状況の欄に、「○」及び「△」の記号を記載した配慮項目について、同表の項目番号の欄の番号を、対象事項ごとに記載する。また、合計点の欄には環境負荷低減行動指標値を、指数の欄には現状達成度を記載する。

(ウ) 今後の配慮項目

別表第2の今後の取組状況の欄に、「○」及び「△」の記号を記載した配慮項目について、同表の項目番号の欄の番号を、対象事項ごとに記載する。また、合計点の欄には環境負荷低減行動指標計画値を、指数の欄には達成予定度を記載する。

ウ 規則第26号様式付表3（行動目標書）には、7（3）ウにより設定した行動目標を記載する。

エ 規則第26号様式付表4（環境への負荷の低減に向けた取組結果報告書）には、計画の見直し又は更新時において、計画期間内の取組状況及び行動目標の達成状況を記載する。

(2) 計画書の更新

計画は、おおむね5年間の計画であることから、5年ごとに見直しするものとする。更新する計画書は、計画期間の終了年度の翌年6月までに作成し、市長に提出するものとする。また、事業内容等の変更に応じて、環境負荷低減行動計画書の内容を大幅に変更した場合は、速やかに変更した計画書を提出するものとする。

9 計画の実施

計画が策定されても、その実効性を確保するためには、計画に沿って事業者が責任を持って具体的な取組を進めることが重要である。

その取組の一つとして、計画に掲げた環境への負荷の低減に向けた取組及び行動目標を実現する最適な手段、日程及び責任者を定めた実行計画を策定することが望ましい。

従業員は、計画に掲げた環境への負荷の低減に向けた具体的な取組及び行動目標を熟知し、実行計画の実施に励む必要がある。また、取組の状況については、適宜、点検し、負荷の状況や取組の結果を記録しておき、その結果は、計画に掲げた環境への負荷の低減に向けた取組及び行動目標と比較した上で、達成されていれば更に高度な目標を設定し、達成されていなければその原因を分析し、対策を講ずるものとする。

10 計画の評価・見直し

(1) 計画の評価

計画は、その終了年度において評価を行い、次の計画の策定に結び付けるものとする。環境への負荷の低減に向けた取組状況については、目標を達成したか否かを「○」や「×」で評価し、6の現況の評価に掲げる方法に準じて、点数化することにより、達成状況を把握する。行動目標については、測定記録等を基に達成状況を把握するものとする。

計画の評価に当たっては、取組の実績を過去の実績と比較して評価することも重要となる。また、事業所等の内部で評価の体制の確立に努めることが望ましい。

(2) 計画の見直し

計画の評価の結果を基に、環境への負荷の低減に効果の上がる取組内容の見直しを行い、環境への負荷について継続的な改善に努める。

計画の策定に当たっては、5年程度の計画期間内に実施予定の環境への負荷の低減に向けた取組状況及び行動目標を設定しているが、計画期間内に行動目標が達成された場合においても、取組の進捗状況に応じて、3の対象事項の選定で行った選択を見直し、環境への負荷量を算出する項目や取組状況を把握する項目を拡大し、より高い目標や新たな目標を設定するなど、計画自体の見直しをしていくことが望ましい。

別表第 1

1 法規制等に関連する事項

対象事項 適用法令	大気汚染物質	排水中の水質汚濁物質	化学物質	自動車排出ガス	温暖化物質	省資源・省エネルギー	オゾン層破壊物質	廃棄物	環境管理体制
工業用水法		○				○			△
大気汚染防止法	○		△		○	○		△	△
騒音規制法									△
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	△	△	△	△	△	○	△	○	△
水質汚濁防止法		○	△			○		△	△
悪臭防止法			○						△
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	○	○	△		△				○
振動規制法									△
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律			○				○		
ダイオキシン類対策特別措置法	○	○	○					○	○

- 備考 1 指定事業所に適用されている法令と対象事項の関連を記した一覧表である。○印は関係が深い事項、△印は状況によって関係する事項である。
- 2 表中の対象事項の用語の意義は、次に定めるとおりとする。以下同じ。
- (1) 「大気汚染物質」とは、指定事業所から排出される大気汚染物質の排出の抑制に係る事項をいう。
- (2) 「排水中の水質汚濁物質」とは、指定事業所から排出される排水中の排水指定物質の排出の抑制及び水の汚染状態を示す項目の改善に係る事項をいう。
- (3) 「化学物質」とは、化学物質の適正管理に係る事項をいう。
- (4) 「自動車排出ガス」とは、自動車排出ガスの排出の抑制等に係る事項をいう。
- (5) 「温暖化物質」とは、温暖化物質の排出の抑制に係る事項をいう。
- (6) 「省資源・省エネルギー」とは、省資源及び省エネルギー対策に係る事項をいう。
- (7) 「オゾン層破壊物質」とは、オゾン層破壊物質の排出の防止に係る事項をいう。
- (8) 「廃棄物」とは、廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用並びに廃棄物の適正処理に係る事項をいう。
- (9) 「環境管理体制」とは、指定事業所における環境の保全に係る組織体制の整備に係る事項をいう。

2 事業所の形態別に関連する事項

対象事項 対象事業所の形態	大気汚染物質	排水中の水質汚濁物質	化学物質	自動車排出ガス	温暖化物質	省資源・省エネルギー	オゾン層破壊物質	廃棄物	環境管理体制
常時使用する従業員数が50人以上の指定事業所	○	○	○	○	○	○	○	○	○
常時使用する従業員数が50人未満の指定事業所のうち、建築物の床面積の合計が3,000平方メートル以上であるもの（し尿処理施設又はボイラー若しくは冷暖房施設のいずれかの指定施設のみを設置している指定事業所を除く。）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
常時使用する従業員数が50人未満の指定事業所のうち、百貨店若しくはスーパーマーケット（生鮮食料品を販売するものに限る。）であってその店舗面積が1,000平方メートル以上であるもの（し尿処理施設又はボイラー若しくは冷暖房施設のいずれかの指定施設のみを設置している指定事業所を除く。）	○	○		○	○	○	○	○	○
温暖化物質配慮特定事業所	○	○		○	○	○			○
自動車管理計画策定事業所				○		○			○

備考 事業所の形態別による対象事項の関連を記した一覧表である。環境配慮書を作成する必要がある事項との関係から、一般的な対象事項を記した。

3 事業所の事業内容に関連する事項

対象事項 事業活動の内容	定 常 時									非 定 常 時	緊 急 時
	大 気 汚 染 物 質	排 水 中 の 水 質 汚 濁 物 質	化 学 物 質	自 動 車 排 出 ガ ス	温 暖 化 物 質	省 資 源 ・ 省 エ ネ ル ギ ー	オ ゾ ン 層 破 壊 物 質	廃 棄 物	環 境 管 理 体 制		
燃料の購入（エネルギーの消費）	○				○	○					
原材料の購入（資源等の利用）						○		○			
化学物質の購入・使用・保管			○					○			
物品等の購入						○		○			
工業用水の使用						○					
水道水・紙の使用						○		○			
オゾン層破壊物質の使用							○	○			
営業・輸送等における自動車の使用	○			○	○						
原料・製品等輸送における船舶の使用	○				○						
製品の開発・設計	○	○	○			○		○			
商品の包装						○		○			
環境の保全のための体制の整備									○		
大気汚染物質（煙）の排出	○		○		○			○			
公共用水域（河川等）への排水の排出		○	○					○			
汚水等の地下への浸透		○	○								
騒音・振動の発生									○		
悪臭の発生			○								
一般廃棄物の排出						○		○			
産業廃棄物の排出						○		○			
有害廃棄物の排出			○			○		○			
廃棄物の処理	○	○	○		○			○			

- 備考 1 事業活動の内容による対象事項の関連を記した一覧表である。事業活動の内容に沿った一般的な対象事項を記した。
- 2 対象事項の選定に当たっては、定常時における状態のほか、非定常時又は緊急時における状態も抽出の範囲に含め、非定常時又は緊急時において該当する活動内容がある場合は、定常時に準じて選定する。

別表第2（1面）

対象事項ごとの配慮項目

対象事項	段階	分類	項目番号	配慮項目	取組状況	環境の重保要全度	今後取組状況
大気汚染の防止	原料等の調達段階		1	気体燃料、灯油等の環境の負荷の少ない燃料を優先的に購入し、使用している。			
			2	ダイオキシン類の発生しない材料に転換している。			
			3	ガス状の消耗品を使用する場合、代替品については、十分に調査及び検討を行っている。			
			4	資源の採掘又は精練の段階で多量の排出ガスを発生するような原材料物質の使用量を最小限にしている。			
			5	工場等の施設までの輸送の際に、相当量のガス状物質を発生するような原材料物質の使用を避けている。			
	設計・製造等の段階	排出物質の大気汚染対策	6	燃料使用量の削減により、大気汚染物質の排出量の削減を図っている。			
			7	日常の管理における大気汚染防止への配慮（焼却管理等）を行っている。			
			8	製造プロセスのどこかで悪臭物質が使われていたり、発生していることを把握している。			
			9	脱硫装置、脱硝装置、集じん装置等の排出ガスの処理装置を設置している。			
			10	排出ガス中の亜硫酸ガスを硫酸として回収している。			
			11	有害ガスを扱う場合、除外設備の整備やタンク解放時の確実な除外処理を実施している。			
			12	排出ガスの処理装置について、管理マニュアルの作成等により管理体制を整備している。			
			13	大気汚染について、法令の基準より厳しい自主管理基準を設定し、その達成に努めている。			
			14	大気汚染物質の測定及び監視を定期的に行っている。			
			15	窒素酸化物の低減対策として、低NO _x バーナー等を採用している。			
			16	重質油、石炭のガス化を行っている。			
			17	ダイオキシン類対策（ゴミの直接溶融システムの導入等）を行っている。			
			18	廃棄物等の焼却の際、焼却に適さない塩化ビニル等が混入しないように徹底するとともに、大気汚染物質の処理、近隣環境への配慮を行っている。			
			19	大気汚染及び悪臭の防止のための装置等の技術開発に取り組んでいる。			
		建築工事での対策	20	建築物の建築、解体等に当たって、アスベストや粉じんの飛散防止に取り組んでいる。			
			21	建築物等の建築又は改築に当たって、アスベストの少ない製品を使用している。			
		緊急対策	22	事故、災害等の緊急時の際の大気汚染防止のための準備を行っている。			
	輸送、販売等の段階		23	ダイオキシン類の大気汚染物質等が発生しないこん包材料への転換に取り組んでいる。			
			24	海上輸送において、他社との共同輸送により、効率化を図るよう要請している。			
			25	海上輸送において、物流拠点の統合、他社との共同利用等により、効率化を図るよう要請している。			
	製品使用の段階		26	製品の使用によって、有害なガス状物質が放出しないように配慮している。			
	廃棄の段階		27	製品の使用時に、非意図的に散逸してしまうガス状物質が含まれていない。			
			28	製品の廃棄及び分解時にガス状物質を放出させないで回収できるように、配慮している。			
	プロセス等の更新の段階		29	大気汚染物質の発生が少ないプロセス及び機器（低NO _x バーナー等）を採用している。			
			30	システムの改善により、燃焼又は焼却の効率化を図っている。			
			31	悪臭防止のため、排出口の位置等を配慮している。			
			32	従業員の公害防止管理者（大気）資格取得に積極的に取り組んでいる。			
	その他（具体的に記載）						
水質汚濁の防止	原料等の調達段階		1	水質を汚濁しない原材料の使用に努めている。			
			2	生分解性プラスチック、鉛フリーはんだの使用等により、土壌、地下水等の汚染の未然防止に取り組んでいる。			
			3	液体の消耗品を使用する場合、代替品について十分に調査、検討を行っている。			
			4	資源の採掘又は精練の段階で多量の汚水及び廃液の発生を伴うような原材料物質の使用量を最小限にしている。			
			5	工場等の施設までの輸送の際に、相当量の汚水及び廃液を生ずるような原材料物質の使用を避けている。			
	設計・製造等の段階	排出物質の水質汚濁対策	6	活性汚泥処理、合併処理浄化槽等の水処理装置を適切に設置している。			
			7	排水中の有機物をオゾン酸化、活性炭処理等により除去している。			
			8	排水中の窒素含有量又は燐含有量の除去対策を講じている。			
			9	排水の処理にクローズドシステムを採用している。			
			10	排水処理装置について、管理マニュアルの作成等により管理体制を整備している。			
			11	水質汚濁等について法令の基準より厳しい自主管理基準を設定し、その達成に努めている。			
			12	排水等の測定、監視を定期的に行っている。			
			13	排水に生ごみができるだけ混入しないようにしている。			
			14	発生する汚水及び廃液の再生利用（リサイクル）をしている。			
			15	排水処理に関する新技術の開発に取り組んでいる。			
		建築工事での対策	16	建設工事等に伴う濁水等の発生による水質汚濁の防止に取り組んでいる。			
			17	事故、災害等の緊急時の際の水質の汚濁防止のための準備を行っている。			
		緊急対策	18	屋外での除草剤、殺虫剤の使用の削減、合理化等に取り組んでいる。			
		日常業務	19	有害又は有害な物質が含まれているこん包材の使用を避けている。			
	輸送、販売等の段階		20	タンカーのダブルハル（二重船殻）等により、油の流出防止を図っている。			
			21	製品が液体の場合、適宜、詰め替え可能な又は再使用が可能な容器を使うようにしている。			

別表第2（2面）

対象事項	段階	分類	項目番号	配慮項目	取組状況	環境の重保要全度	今後取の組状況
水質汚濁の防止	製品使用の段階		22	製品を使用することによって、液状物質が水域に流出しないように配慮している。			
			23	製品の使用時に、非意図的に散逸してしまう液状物質が含まれていない。			
	廃棄の段階		24	各種物質の回収又は再使用時に、汚水及び廃液が発生しないようにしている。			
			25	製品中に含有される種々の液体は、分解時に捨てないで回収できるように配慮している。			
	プロセス等の更新の段階		26	水質汚濁の少ないプロセス及び機器（廃液の回収、再利用等）を採用している。			
			27	有害物質を含む排水タンク、パイプライン等は、地上に設置し、汚水又は廃液の地下への浸透防止を図っている。			
			28	水質汚濁物質が発生するプロセスの状況を把握している。			
			29	製造プロセスで溶媒や油が使われている場合にあっては、その使用量は最小限化されている。			
			30	最終処分場等への新工法（遮水シート損傷位置検知システム）導入により、地下水汚染防止対策を図っている。			
			31	従業員の公害防止管理者（水質）資格取得に積極的に取り組んでいる。			
	その他（具体的に記載）						
化学物質の適正管理	原料等の調達段階		1	塩素系有機溶剤等の削減、回収若しくは再利用又は代替物質への転換に取り組んでいる。			
			2	毒性を有する有害物質の使用を避けたり、使用量の削減を図っている。			
			3	原材料物質は、毒性が低く、かつ環境面から望ましいものを使用している。			
	設計・量の把握		4	有害性のおそれのある化学物質について、その種類、使用量、保管量、使用方法、使用場所、保管場所等を経常的に把握し、記録している。			
			5	有害性のおそれのある化学物質の環境への排出量の計測、排出抑制等を行っている。			
	設備、製造等の改善等		6	タンク、パイプ類等は、有害物質の漏えい、拡散等を防止できる構造となっている。			
			7	燃料油、溶剤等の揮発の防止に取り組んでいる。			
			8	有害物質の除去装置の開発に取り組んでいる。			
			9	有害物質が発生しないような製法を開発し、採用している。			
			10	製品へのニッケル・カドミウム電池の使用を廃止している。			
			11	製品に必要な消耗品には、有害物質又は環境に望ましくない物質が含まれていない。			
	建築工事での対策		12	建築物の建築、解体に当たっては、有害物質の適正処理、代替材の使用等を行っている。			
			13	建築物に低ホルムアルデヒド合板を使用している。			
	緊急対策		14	事故、災害等の緊急時の際の化学物質の漏えい防止のための準備を行っている。			
			15	有害物質の輸送又は保管に当たり、事故時の汚染防止のための準備を行っている。			
	輸送、販売等の段階		16	有害性のおそれのある化学物質の表示を徹底している。			
			17	化学物質の安全性に関する情報伝達のためのMSDS（化学物質安全性データシート）を使用している。			
			18	イエローカード（事故時における対処方法を示したもの）を輸送業者に渡している。			
			19	製品のこん包材には、有害物質の使用を回避している。			
	製品使用の段階		20	製品中に高圧ガスが含まれている場合は、製品の据付け時にガス漏れがしないように設計されている。			
			21	製品の使用時に化学物質が漏出又は散逸しないよう配慮している。			
	廃棄の段階		22	製品の廃棄及び分解時に化学物質を放出させないで回収できるように配慮している。			
			23	環境への負荷の大きい製品（ニッケル・カドミウム電池等）を使用後に、回収を行っている。			
			24	使用した有害物質の回収、再生利用等に取り組んでいる。			
	全 体		25	化学物質の安全性を社内で評価する体制を構築している。			
			26	レスポンシブケア（RC）を推進している。			
			27	消防法による危険物取扱者の資格等従業員の資格取得を奨励している。			
	その他（具体的に記載）						
自動車公害の防止	原料等の調達段階		1	搬入車両等の排出ガス、騒音及び振動の防止に取り組んでいる。			
			2	工場等の施設までの輸送の際に、相当量のエネルギーを必要とするような原材料物質の使用を避けるようにしている。			
	設計、製造等の段階		3	直噴エンジンの開発及び駆動系の効率向上による燃費の向上を図っている。			
			4	車体、部品の軽量化及び空気抵抗の低減による燃費の向上を図っている。			
			5	電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等低公害車の研究、開発を行っている。			
	輸送・販売等の段階	輸送システムの改善等	6	鉄道、海運を積極的に利用している。			
			7	最大積載量に見合った輸送単位の設定を行っている。			
			8	他社との共同輸配送、帰り荷の確保に取り組んでいる。			
			9	夜間等道路が混雑していない時間帯の配送及び輸送を強化している。			
			10	輸送車両の効率的な配車を行っている。			
			11	物流拠点の整備等により、貨物車の走行台キロの削減を図っている。			
			12	発注、輸送の計画化、平準化、行き過ぎた少量、多頻度輸送及びジャスト・イン・タイムサービスの見直しを行っている。			
			13	資材等の搬入業者に、積載率の向上等環境への負荷の少ない輸送体系による搬入を要請している。			
			14	駐車場、荷さばき場の確保等による周辺交通への障害を防止している。			
			15	運転方法の配慮（急発進、急加速及び空ぶかしの排除等）を行っている。			
			16	自動車の排出ガス、騒音のレベルを抑えるため、適正な車両整備を行っている。			

別表第2（3面）

対象事項	段階	分類	項目番号	配慮項目	取組状況	環境の重保要全度	今後取の組状況
自動車公害の防止	使用の段階		17	資材搬入口において、騒音、粉じん対策、渋滞防止等の環境対策を行っている。			
			18	通勤、通学等に公共交通機関を利用するように指導している。			
			19	駐車中の自動車の原動機の停止（アイドリングストップ）を指導している。			
			20	電気自動車、圧縮天然ガス自動車等の低公害車の利用に積極的に取り組んでいる。			
	廃棄の段階		21	バンパー、ハンドル等にリサイクルしやすい樹脂を採用している。			
			22	使用後の製品の回収時に、輸送効率の向上に取り組んでいる。			
	プロセス等の更新（低公害車の導入等）		23	電気自動車、圧縮天然ガス自動車等の低公害車の導入を十分に検討している。			
			24	自動車の購入の際、排出ガスのレベル、燃費、リサイクル素材の使用等を考慮している。			
			25	最新の排出ガス規制及び騒音規制に適合した車への代替を進めている。			
	その他（具体的に記載）						
地球の温暖化の防止	原料等の調達段階		1	温暖化物質（CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O）の排出原単位の低い燃料を使用している。			
			2	温暖化物質の発生を最小限とするような燃料、原材料及び燃料の採用に取り組んでいる。			
			3	木材等の調達に当たり、跡地の緑化、植林及び環境修復が適切に行われていることに配慮し、又は跡地の緑化に協力している。			
	設計、製造等の段階		4	製造工程において、可能な範囲で温室効果ガス（CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 。以下同じ。）をその他の物質に代替している。			
			5	製造工程において、温室効果ガスをどれだけ使用し、漏出しているかを把握している。			
			6	製造工程において使用する温室効果ガスの回収に取り組んでいる。			
			7	温室効果ガスを使用しない製造工程に転換している。			
			8	ポリエステルフィルムの利用により、製品の塗装、焼き付けを省略している。			
	輸送等の段階		9	製品の流通計画は、エネルギー使用量を最小限にするように努めている。			
	使用の段階		10	製品の購入の際には、できるだけ温室効果ガスを使用しない製品を選ぶように配慮している。			
			11	建築物に、CO ₂ を使用しない消火システムを採用している。			
	廃棄の段階		12	温室効果ガスを使用している製品を廃棄する際の回収に取り組んでいる。			
			13	メタン発生防止のため、生ごみ等の分別、リサイクル及び適正な焼却処分を極力行うことにより、有機物の埋め立て処分を抑制している。			
	その他（具体的に記載）						
省資源及び省エネルギー対策	原料等の調達段階	グリーン調達、グリーン購入等	1	再生紙を積極的に利用している。			
			2	エコマーク商品を優先的に購入している。			
			3	再生原材料から作られた製品を積極的に購入し、使用している。			
			4	採掘等に多くのエネルギーを使う原材料物質の使用量を最小限にするようにしている。			
			5	その他、無漂白製品（衣料品等）、水性塗料等の環境への負荷の少ない製品を優先的に購入し、使用している。			
			6	使い捨て製品（紙コップ、紙皿等）の使用又は購入を抑制している。			
			7	リターナル容器（ビール瓶、一升瓶等）に入った製品を優先的に購入し、使用している。			
			8	詰め替え可能な製品の利用、備品の修理等により、製品等の長期使用を進めている。			
			9	原材料等に再生資源を積極的に利用している。			
			10	自社製品の修理部品の長期的な確保に取り組んでいる。			
	節水、水の効率使用		11	雨水の貯留タンク又は雨水利用施設の設置等により、雨水利用を行っている。			
			12	汚排水の再利用（中水利用）を行っている。			
			13	節水型の家電製品、水洗トイレ等を積極的に購入している。			
			14	地盤沈下が生ずるおそれがある地域にあつては、地下水のくみ上げ削減を行っている。			
			15	水道配管からの漏えいを定期的に点検している。			
	紙の使用量の抑制		16	書類の簡素化及びスリム化に取り組んでいる。			
			17	両面印刷又は両面コピーを徹底している。			
			18	使用済みの用紙の再利用をしている。			
	効率的なエネルギー供給システム利用		19	電子メディア等の利用により、ペーパーレス化に取り組んでいる。			
			20	コージェネレーション（発電の際の廃熱を利用すること。）システムを導入している。			
			21	地域冷暖房システム又は地域熱供給システムを利用している。			
			22	氷蓄熱システムを導入している。			
			23	自社の発電所の設置、利用等により、エネルギー効率の向上を図っている。			
	未利用エネルギーの活用		24	夜間電力の利用により、エネルギー利用の効率化を図っている。			
			25	太陽電池、ソーラー給湯システム等により、太陽エネルギーを利用している。			
			26	ボイラー等の廃熱又は下水熱の利用を行っている。			
			27	製造工程等で発生する高炉ガス、転炉ガス、コークス炉ガス、副生成ガス等を発電用燃料等への利用促進を図っている。			
	建築資材の購入		28	その他、クリーンエネルギーの開発を行っている。			
			29	熱帯材合板枠の使用量の削減等木材の使用の合理化に取り組んでいる。			
			30	建築物の建築又は改築に当たり、再生素材の積極的な利用を図っている。			
	省資源		31	製品の小型化等により、同一機能に対して資源使用量の削減を図っている。			
			32	製品の長寿命化を指向している。			
	日常業務		33	空調、エレベーター、照明等の適正使用を徹底している。			
			34	ヒートポンプを導入している。			

別表第2（4面）

対象事項	段階	分類	項目番号	配慮項目	取組状況	環境の重要全度	今後取組の状況
省資源及び省エネルギー対策	設計・製造等の段階	製造段階での省エネルギー	35	ボイラー等の燃焼機器について、低空気比運転等の熱管理を徹底している。			
			36	ボイラー等の燃焼機器について、清掃の徹底等により燃焼効率の向上を図っている。			
			37	設備の運転台数の制御により、省エネルギーを図っている。			
			38	インバーター等によるモーターの回転数の制御等により、設備の運転制御を実施している。			
			39	電力不要時において、負荷遮断又は変圧器の遮断を行っている。			
			40	電力の損失の少ない変圧器を使用している。			
			41	その他省エネルギーを推進するための設備投資に取り組んでいる。			
			42	加熱チャンバーを使用した検査等エネルギーを多く消費する評価ステップの利用を最小限にするよう配慮している。			
	輸送・販売等の段階	資源節約型製品の販売	43	使用するエネルギーの計量機器を導入し、エネルギーの消費量を管理している。			
			44	再生資源を利用した商品、再生可能な商品、繰り返し使える商品、省資源及び省エネルギー型の商品、容器包装を簡素化した商品、エコマーク製品等を重点的に販売している。			
		包装資材の削減等	45	上記商品の販売目標を定め、その販売の促進に積極的に取り組んでいる。			
			46	再生パルプ使用率が印刷物に明記されている。			
			47	購入する部品、部材等のこん包材又は包装材を削減するよう、納入業者に働きかけている。			
			48	購入する部品、部材等のこん包材又は包装材を納入業者に引き取ってもらっている。			
			49	詰め替え式の容器、製品等の販売の促進に取り組んでいる。			
			50	リターナブル容器入りの商品、製品等の販売の促進に取り組んでいる。			
			51	製品、商品等の包装は、可能な限り簡素化している。（包装材の量、種類等の削減等）			
			52	繰り返し使用できるこん包材（通い箱等）又はリサイクル可能なこん包材を利用している。			
			53	プラスチック及び木材の包装材をダンボールに代替している。			
		その他	54	資源採掘、加工段階で、エネルギーを多量に消費する包装材の使用を取り止めている。			
			55	製品等の包装においてエネルギーを多量に消費する作業を伴わない包装方法を採用している。			
	製品の使用段階	日常業務に関するもの	56	電気業において、高電圧化、太線化、多導線化等により、送電ロス率の低減を図っている。			
			57	軽量化、製品の省エネルギー設計等に取り組んでいる。			
			58	建築物について、断熱性能、エネルギー効率の向上等の省エネルギー設計を行っている。			
			59	建築物の耐久性の向上に取り組んでいる。			
		製造段階に関するもの	60	二重窓、複数ガラスの設置等により、建物の断熱性能を向上させている。			
			61	照明、空調、OA機器等について、エネルギー効率の高い機器を積極的に導入している。			
			62	給湯設備において、断熱化等により省エネルギーを進めている。			
			63	エレベーターの省エネルギーシステム（運転の高度制御、夜間等の部分的停止等）を導入している。			
			64	雨水を地下浸透させる設備（浸透ます等）の導入、屋外駐車場で雨水が浸透できるための工夫等を行っている。			
			65	蛇口に節水こま（適量の水を流す機能を持つこま）を設置している。			
	その他（具体的に記載）	66	製造工程の改善等により、薬品等の副資材の使用量を削減している。				
		67	収率アップが図れるプロセスを導入している。				
		68	プロセスの見直し、製法の転換、運転方法の改善等により、省エネルギーを図っている。				
		69	発電所等において、蒸気タービン発電と組み合わせることにより、熱効率の向上を図っている。				
オゾン層の保護	原料等の調達段階	1	オゾン層を破壊する特定フロン等の使用量の削減又は全廃（生産用フロン、冷却設備又は空調設備の冷媒用のフロンの削減、ハロン消火設備等の代替）を行っている。				
	使用の段階	2	オゾン層破壊物質を含む製品の購入を中止している。				
		3	製品の使用時に、特定フロン等が漏出、散逸等しないよう配慮している。				
	廃棄の段階	4	フロンの漏えい防止のための留意点等、製品に関する環境への負荷を低減するための消費者への情報提供を行っている。				
		5	特定フロン等の回収、再利用、分解に関するルートについて、十分調査、検討している。				
	6	特定フロンの回収、適正処理に取り組んでいる。					
廃棄物対策	原料等の調達段階	7	リサイクルしやすい素材を使用している。				
		8	再利用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入し、使用している。				
		9	製造工程で使用する原材料等の代替により、有害な廃棄物の削減を進めている。				
		10	資源の採掘又は精錬の段階で、大量の廃棄物の発生を伴うような原材料の使用量を最小限にしている。				
		11	工場等の施設までの輸送のために相当量の廃棄物を生ずるような原材料の使用を避けるようにしている。				
		12	他企業で発生した産業廃棄物を受け入れて有効利用している。				
		13	廃棄物を受け入れて、再資源化するリサイクル事業を行っている。				
	発生抑制	14	廃棄物の発生抑制のため、モデルチェンジの適正化に取り組んでいる。				
		15	シュレッダーの使用を秘密文書等に限っている。				
		16	廃棄物の処理方法の変更により、施設外に搬出される廃棄物の量を削減している。				
		17	リサイクルのために多量のエネルギーを必要とする廃棄物の発生を抑制している。				

別表第2（5面）

対象事項	段階	分類	項目番号	配慮項目	取組状況	環境の重保要全度	今後取の組状況
廃棄物対策	設計・製造等の段階	発生抑制	12	歩留まり（使用原料の量に対する製品の比率）の向上により、廃棄物量の削減を図っている。			
			13	製品の不良率の低減により、廃棄物量の削減を図っている。			
			14	廃棄物の発生量の調査、把握を行っている。			
			15	ゼロ・エミッションに取り組んでいる。			
			16	廃棄物の分別の徹底により、混合廃棄物の発生抑制を行っている。			
			17	シールド工法の改善等により、建設汚泥の発生抑制を図っている。			
		リサイクルの推進	18	製品（食品等）の検査に当たって、検査方法の合理化等により廃棄物の削減を図っている。			
			19	オフィスで回収した資源ごみがリサイクルされることを確認している。			
			20	社有施設で発生した生ごみの資源化に取り組んでいる。			
			21	事務所、社員食堂等における食べ残し、食品残さ等については、可能な限りコンポスト化（たい肥化）し、土壌に還元し、利用している。			
			22	オフィスでコピー機及びプリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクルを進めている。			
			23	廃棄物の分別の徹底により、リサイクルを推進している。			
			24	工程から発生する廃棄物の回収及び再利用に取り組んでいる。			
			25	焼却灰、汚泥等をセメント原料にリサイクルしている。			
			26	廃棄物の飼料、肥料等としてのリサイクルを図っている。			
			27	製造過程で使用する薬品等の副資材をリサイクルしている。			
			28	店舗において、テナントの廃棄物を有料化することにより、廃棄物の削減及びリサイクルの促進を図っている。			
			29	紙バック、食品トレイ、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル等の店頭回収、リサイクルに取り組んでいる。			
			30	建設副産物の現場内利用を図っている。			
		適正処理の推進	31	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等を再資源化施設へ搬入し、再生採石等としての利用を促進している。			
			32	建設汚泥等を、植生土壌化等によりリサイクルしている。			
			33	廃プラスチックを、高炉での利用、油化、RDF化等を促進している。			
			34	事務所での包装材、こん包材等のリサイクルに取り組んでいる。			
			35	廃棄物管理票（マニフェスト）を基に、廃棄物の適正な管理を確認している。			
			36	廃棄物の最終処分先を定期的に、直接、確認している。			
			37	廃棄物焼却の際、焼却に適さない塩化ビニル等が混入しないように徹底している。			
			38	フロン、アスベスト、有害物質等の適正処理を行っている。			
			39	有害廃棄物及び医療廃棄物の管理（リスト作成、マニフェスト及び適正処理の確認）に取り組んでいる。			
			40	事務所等において、紙、金属缶、ガラス瓶、プラスチック、電池等について、分別回収ボックスの適正な配置等により、ごみの分別を徹底している。			
			41	建設工事において、工事初期に建設廃棄物の排出量を予想できるシステムを開発し、活用している。			
			42	中間処理業者のリストを整備し、活用している。			
		使用の段階	43	製品の使用時に、カートリッジ、容器、電池等の交換が少なく済むように配慮している。			
	廃棄の段階	リサイクルの推進	44	リサイクルが容易なように、素材の種類及び製品の部品点数の削減、ネジの数の削減等により、解体が容易な構造を指向している。			
			45	リサイクルが容易なように、プラスチック部品等に材料を表示している。			
			46	使用後の自社製品を原材料等として再利用している。			
		適正処理の推進	47	建築物を、解体後にリサイクルが容易な構造にしている。			
			48	建築物の解体に当たっては、吹き付けアスベストを事前に除去している。			
	プロセス等の更新（リサイクルの推進）		49	製造工程の改善等により、廃棄物の発生を抑制している。			
			50	木製の用具を金属製に代替することによって、リサイクルを促進している。			
			51	産業廃棄物の発生の抑制、リサイクル等のために、設備投資、新技術の開発を行っている。			
			52	自社に産業廃棄物の中間処理施設を導入している。			
			53	リサイクル技術に関する情報を収集している。			
			54	他の企業、事業所と連携して、廃棄物の発生の抑制、リサイクル等に取り組んでいる。			
	その他（具体的に記載）						
環境の保全に係る組織体制	原料等の調達段階		1	環境に配慮した物品等の調達に係る基準及びリストを作成し、現状に合わせて見直しを行っている。			
			2	上記の基準リストに基づく調達状況を把握している。			
			3	自社製品及び社外から購入する部品等について、想定されている環境負荷のチェックリストを作成している。			
	設計、製造等の段階		4	自社独自の環境保全型商品等の開発に積極的に取り組んでいる。			
			5	製品開発の際、環境負荷の測定、記録及び製品アセスメント（製品が廃棄物になった場合の適正処理の困難性の評価（ライフサイクルアセスメントを含む。））を実施している。			
			6	既存製品についても、計画的に製品アセスメント等を実施している。			
			7	設計時に、環境負荷低減技術の採用効果の試算を行っている。			
			8	開発される技術が環境に与える影響の評価を行っている。			
			9	部品材料メーカーからのグリーン調達情報や市場のリサイクル情報を設計に反映させている。			

別表第2（6面）

対象事項	段階	分類	項目番号	配慮項目	取組状況	環境の重要度	今後取組状況
環境の保全に係る組織体制	設計、製造等の段階		10	新規事業を始める際、企画、計画、設計段階、建設段階、運用段階並びに改修及び解体段階のそれぞれの段階で環境影響を評価し、これに基づいて環境の保全のため適切な対策を行っている。			
			11	新規事業実施前に行った環境影響評価の結果が妥当であったかどうかのフォローアップを事業中及び事業後に行っている。			
			12	発注者及び設計者に対し、建設副産物のリサイクル、合板型枠の使用の合理化等の環境の保全の提案をしている。			
			13	環境を改変する代替装置として環境修復（ミティゲーション）を計画及び設計に盛り込んでいる。			
	全 般	社内管理体制の整備	14	法規制等の整備をしている。			
			15	法規制等の変化に対応する手順ができています。			
			16	環境対応のための役割分担や責任、権限等が明確に定められている。			
			17	環境を担当する職員又は組織が明確になっている。			
			18	環境の保全を所轄する役員が任命されている。			
			19	環境の保全に必要な人材、情報その他の資源が用意できる体制にある。			
			20	職員等に環境意識の向上や環境の保全に必要な教育を行う計画を定めている。			
			21	職員等が環境の保全に必要な資格、能力等を保有できるよう養成している。			
			22	委託、協力会社等についても、必要な意識、能力等を保有するよう対応を取っている。			
			23	環境活動に必要な情報やその実績、評価結果等が内部で適切に伝達される仕組みが整えられている。			
			24	外部からの意見、苦情、問い合わせ等を受け付け、対応する仕組みが整えられている。			
			25	環境活動上、必要な作業手順、運用基準等が明確に定められている。			
			26	必要な場合、委託、協力会社等に対しても作業手順や運用基準が徹底されるよう配慮している。			
			27	リサイクル、廃棄物の処理等について、計画の策定、目標値の設定等を行っている。			
			28	協力会社、納入会社、委託業者、関連会社等について、環境の保全の面から評価し、その選定に活かすとともに、改善支援を行っている。			
			29	委託契約等に環境配慮が契約管理に組み込まれている。			
	情報提供等		30	事業活動に伴う重要な環境負荷、環境に関する主要な目標、環境担当者の連絡先等を公表している。			
			31	消費者に対して、環境の保全に関する情報提供や啓発活動を行っている。			
			32	外部からの環境の保全に関する情報の提供、公表の依頼に対する窓口を置いている。			
			33	外部関係者の意見聴取を定期的に行い、環境に対する取組の際に考慮している。			
	緊急時対策		34	緊急時又は非常時の対応マニュアルを整備している。			
			35	緊急時又は非常時の対応の訓練、教育を実施している。			
			36	緊急時の連絡体制を整備している。			
	その他（具体的に記載）						

備考 1 対象事項の欄の各用語の意義は、次に定めるところによります。

- （1）「大気汚染の防止」とは、規則第64条第1項第1号に規定する指定事業所から排出される大気汚染物質の排出の抑制に係る事項をいう。
- （2）「水質汚濁の防止」とは、規則第64条第1項第2号に規定する指定事業所から排出される排水中の排水指定物質の排出の抑制及び水の汚染状態を示す項目の改善に係る事項をいう。
- （3）「化学物質の適正管理」とは、規則第64条第1項第3号に規定する化学物質の適正管理に係る事項をいう。
- （4）「自動車公害の防止」とは、規則第64条第1項第4号に規定する自動車排ガスの排出の抑制等に係る事項をいう。
- （5）「地球の温暖化の防止」とは、規則第64条第1項第5号に規定する温暖化物質の排出の抑制に係る事項をいう。
- （6）「省資源及び省エネルギー対策」とは、規則第64条第1項第6号に規定する省資源及び省エネルギー対策に係る事項をいう。
- （7）「オゾン層の保護」とは、規則第64条第1項第7号に規定するオゾン層破壊物質の排出の防止に係る事項をいう。
- （8）「廃棄物対策」とは、規則第64条第1項第8号に規定する廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用並びに廃棄物の適正処理に係る事項をいう。
- （9）「環境の保全に係る組織体制」とは、規則第64条第1項第9号に規定する指定事業所における環境の保全に係る組織体制の整備に係る事項をいう。

2 取組状況の欄には、指針の中の4（2）の現況の取組状況の把握方法により、表－2に掲げる取組状況の欄に応じた記号（○、△、×、／）を記載してください。

3 環境の保全の重要度の欄には、指針の中の6（1）の環境の保全に対する重要度により、表－4に掲げる効果の状況に応じた重要度の点数（3点、2点、1点）を記載してください。

4 今後の取組状況の欄には、指針の中の7（1）の今後の配慮項目の選定により、表－9に掲げる取組状況の欄に応じた記号（○、△、×）を記載してください。

別表第3

事業所からの大気汚染物質の排出量の算出方法

大気汚染物質の排出量の算出の対象は、硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）及びばいじんとする。いずれの物質も主として、化石燃料等の燃焼等に伴って発生する物質で、大気の汚染の代表的な指標である。

大気汚染物質の排出量の算出には、次のような方法がある。把握している情報の内容に応じて、適切な方法により算出し、物質ごとに事業所全体の排出量を合計して算出するものとする。

1 排出ガスの量及び大気汚染物質の濃度を測定している場合の算出方法

測定された排出ガスの量に、対象とする大気汚染物質の濃度をそれぞれ乗じ、さらに係数を乗じることにより、大気汚染物質の排出量を算出する。その計算式は、次のとおりである。

(1) 施設の稼働時間を把握している場合（ケース1-1）

$$q = \sum (V_n \times C_n \times h_n) \times a \times b$$

備考

1 qとは、年間の大気汚染物質の排出量（単位 kg/年）をいう。以下同じ。

2 V_nとは、全測定回数のうち、n回目に測定したときの乾き排出ガスの量（単位 m³_N/h）をいう。以下同じ。

3 C_nとは、全測定回数のうち、n回目に測定したときの大気汚染物質の濃度（単位 SO_x又はNO_xはppm、ばいじんはg/m³_N）をいう。以下同じ。

4 h_nとは、測定月から次の測定月までの稼働時間（単位 h）をいう。

5 aとは、係数（SO_x:2.857、NO_x:2.054、ばいじん:1）をいう。以下同じ。

6 bとは、係数（SO_x又はNO_x:10⁻⁶、ばいじん:10⁻³）をいう。以下同じ。

(2) 施設の燃料使用量を把握している場合（ケース1-2）

$$q = \sum Q \times C_{av} \times a \times b$$

備考

1 ΣQとは、次の式により算出された年間の乾き排出ガスの量（単位 m³_N/h）をいう。

$$\Sigma Q = \frac{1}{n} \times \sum \left(\frac{Q_n}{Y_n} \right) \times \Sigma Y$$

(1) nとは、1年間の測定回数をいう。

(2) Q_nとは、全測定回数のうち、n回目に測定したときの乾き排出ガスの量（単位 m³_N/h）をいう。

(3) Y_nとは、全測定回数のうち、n回目に測定したときの燃料等の使用量（単位 液体:リットル、気体:m³、固体:kg）をいう。

(4) ΣYとは、年間の燃料等の使用量（単位 液体:リットル、気体:m³、固体:kg）をいう。

2 C_{av}とは、次の式により算出された年間の平均的な大気汚染物質の濃度（単位 SO_x又はNO_xはppm、ばいじんはg/m³_N）をいう。

$$C_{av} = \frac{\sum (C_n \times Q_n)}{\Sigma Q}$$

2 排出ガスの量及び大気汚染物質の濃度を測定していない場合の算出方法（推計による方法）

(1) 硫黄酸化物

記入表1-1を参考に、次の式により算出する。

$$q = \sum (y_n \times d_n \times s_n) \times \alpha \times \beta \times 10^{-2}$$

備考

1 y_nとは、硫黄分がs_nのロットの燃料等の使用量（単位 液体:リットル、気体:m³、固体(kg)）をいう。

2 d_nとは、硫黄分がs_nのロットの液体燃料（単位がリットルの場合）の比重をいう。

3 s_nとは、あるロットの燃料等中の硫黄分（単位 %）をいう。

4 αとは、係数（液体又は固定燃料等の場合:2、気体燃料等の場合:2.857）をいう。

5 βとは、排出ガスの脱硫装置が設置されている場合は、次の式により算出した値を乗じる。

脱硫装置が設置されていない場合は、1とする。

脱硫効率 (%)

$$\beta = \frac{\text{脱硫効率 (\%)}}{100}$$

(2) 窒素酸化物

記入表1-2に掲げる記入表を用いたNO_xの排出係数による簡易な手法により算出することがで

きる。

記入表 1－2 に掲げた排出係数は、一般的な燃料の種類別の平均値を参考までに示した値である。

燃料の品質や施設の種類により実際の係数とは、若干の誤差が考えられることから、使用している燃料や施設について、独自の係数を持っている場合は、その係数を用いることとする。

なお、記入表 1－2 でいう「低減対策」とは、燃焼過程において発生する NO_x を低減する効果のある低負荷燃焼、低 NO_x バーナー、低空気比運転、濃淡燃焼、多段燃焼、エマルジョン燃焼等の対策をいう。また、排出ガスの脱硝装置が設置されている場合は、適宜、除去率を考慮して算定する。

(3) ばいじん

記入表 1－3 に掲げる記入表を用いたばいじんの排出係数による簡易な手法により算出することができる。

記入表 1－3 に掲げた排出係数は、ボイラーの場合にあつての一般的な燃料の種類別の平均値を参考までに示した値である。燃料の品質や施設の種類により実際の係数とは、若干の誤差が考えられることから、使用している燃料や施設について、独自の係数を持っている場合は、その係数を用いることとする。

排出ガスの集じん装置が設置されている場合は、次の式により適宜、除去率を考慮して算出する。

$$\text{除去率} = 1 - \frac{\text{集じん効率 (\%)}}{100}$$

記入表 1 - 1 硫黄酸化物の排出量の算出表

(単位 年)

燃料、原材料等の種類			①消費又は使用量	②比 重	③硫黄分:%	④脱硫効率:%	SO x 排出量：kg	
脱 硫 装 置 が 設 置 さ れ て い る 施 設	液 体 燃 料	灯油	k l					
		軽油	k l					
		A重油	k l					
		B重油	k l					
		C重油	k l					
			k l					
	気 体 燃 料	都市ガス	m ³	—				
		L P G	トン	—				
				—				
				—				
	固 体 燃 料	木材	トン	—				
		石炭	トン	—				
		石油コークス	トン	—				
			トン	—				
	原 材 料	一般廃棄物	トン	—				
脱 硫 装 置 が 設 置 さ れ て い な い 施 設	液 体 燃 料	灯油	k l					
		軽油	k l					
		A重油	k l					
		B重油	k l					
		C重油	k l					
			k l					
	気 体 燃 料	都市ガス	m ³	—				
		L P G	トン	—				
				—				
				—				
	固 体 燃 料	木材	トン	—				
		石炭	トン	—				
		石油コークス	トン	—				
			トン	—				
	原 材 料	一般廃棄物	トン	—				
合 計			—	—	—	—		

記入表 1 - 2 窒素酸化物の排出量の算出表

(単位 年)

燃料、原材料等の種類			①消費量又は使用量	②NO x 排出係数	③NO x 排出量（①×②）：kg	
低減対策が行われている施設	液体燃料	灯油	k l	1.19 kg／kl		
		軽油	k l	1.57 kg／kl		
		A重油	k l	1.47 kg／kl		
		B重油	k l	2.91 kg／kl		
		C重油	k l	3.30 kg／kl		
			k l			
	気体燃料	都市ガス	m ³	1.19×10 ⁻³ kg/m ³		
		L P G	トン	1.99 kg／トン		
	固体燃料	木材	トン			
		石炭	トン	3.68 kg／トン		
		石油コークス	トン			
			トン			
	原材料	一般廃棄物	トン	1.04 kg／トン		
低減対策が行われていない施設	液体燃料	灯油	k l	1.70 kg／kl		
		軽油	k l	2.25 kg／kl		
		A重油	k l	2.10 kg／kl		
		B重油	k l	3.63 kg／kl		
		C重油	k l	4.12 kg／kl		
			k l			
	気体燃料	都市ガス	m ³	1.71×10 ⁻³ kg/m ³		
		L P G	トン	2.84 kg／トン		
	固体燃料	木材	トン			
		石炭	トン	4.59 kg／トン		
		石油コークス	トン			
			トン			
	原材料	一般廃棄物	トン	1.30 kg／トン		
	合 計			—	—	

備考 窒素酸化物の排出係数は、環境活動評価プログラム（平成11年9月、環境庁）による。

記入表 1 - 3 ばいじんの排出量の算出表

(単位 年)

燃料、原材料等の種類			①消費又は使用量	②排出係数	集じん効率:%	③ばいじん排出量: kg
集じん装置が設置されている施設	液体燃料	灯油	k l	0.430 kg／kl		
		軽油	k l	0.832 kg／kl		
		A重油	k l	0.867 kg／kl		
		B重油	k l	1.146 kg／kl		
		C重油	k l	1.240 kg／kl		
			k l			
	気体燃料	都市ガス	m ³	0.118 kg/m ³		
		L P G	トン	0.051 kg／トン		
	固体燃料	木材	トン	1.698 kg／トン		
		石炭	トン	3.350 kg／トン		
		石油コークス	トン			
			トン			
	原材料	一般廃棄物	トン	1.698 kg／トン		
集じん装置が設置されていない施設	液体燃料	灯油	k l	0.430 kg／kl		
		軽油	k l	0.832 kg／kl		
		A重油	k l	0.867 kg／kl		
		B重油	k l	1.146 kg／kl		
		C重油	k l	1.240 kg／kl		
			k l			
	気体燃料	都市ガス	m ³	0.118 kg/m ³		
		L P G	トン	0.051 kg／トン		
	固体燃料	木材	トン	1.698		
		石炭	トン	3.350 kg／トン		
		石油コークス	トン			
			トン			
	原材料	一般廃棄物	トン	1.698 kg／トン		
合 計			—	—		

備考 ばいじんの排出係数は、官庁公害専門資料第30巻第6号(平成7年11月、環境庁)によるボイラーの場合における燃料の種類別の排出係数である。

別表第4

事業所からの水質汚濁物質の排出負荷量の算出方法

水質汚濁物質の排出負荷量の算出の対象は、事業所から排出される排水中の化学的酸素要求量（COD）又は生物化学的酸素要求量（BOD）、窒素含有量（T-N）及びリン含有量（T-P）とする。

水質汚濁物質の排出量の算出には、次のような方法がある。把握している情報の内容に応じて、適切な方法により算出し、項目ごとに事業所全体の排出量を合計して算出するものとする。

1 水質汚濁物質の排出濃度を測定している場合の算出方法

排水口ごとに測定された水質汚濁物質の排出濃度に当該排水口の排水量を乗じ、水質汚濁物質の排出量を算出する。その計算式は、次のとおりである。

$$w = \sum (C_m \times Q_m) \times 10^{-3}$$

備考

1 w とは、各排水口の年間の水質汚濁物質の排出量（単位 kg/年）の合計をいう。以下同じ。

2 C_m とは、排水口ごとに、次の式により算出した1年間の平均的な水質汚濁物質の濃度（単位mg/1）をいう。ただし、CODを測定していないがBODを測定している場合は、BODを求めるものとする。

$$C_m = \frac{1}{n} \times \sum C_n$$

（1） n とは、ある排水口の1年間の測定回数をいう。以下同じ。

（2） C_n とは、ある排水口の全測定回数のうち、 n 回目に測定したときの水質汚濁物質の実測値の濃度（単位 mg/1）をいう。以下同じ。

3 Q_m とは、排水口ごとに、次の式のいずれかにより算出した年間の排水量（単位 m^3 /年）をいう。

（1）排水口の排水量を測定している場合

$$Q_m = \frac{1}{n} \times \sum (q_n \times t_n) \times T$$

ア q_n とは、排水口ごとの実測した流量（単位 m^3 /h）をいう。

イ t_n とは、 q_n の測定を行った日の実質操業時間（単位 h/日）をいう。

ウ T とは、年間の操業日数（単位 日/年）をいう。

（2）排水口の排水量を測定していない場合

Q_m =年間の水の使用量（単位 m^3 /年）

備考 製造過程等で明らかに消費された水量又は蒸発した水量は、除く。

2 水質汚濁物質の排出濃度を測定していない場合の算出方法

排水口ごとの水質汚濁物質を測定していない場合は、生産量等当たりの原単位を用いて算出する。

$$w = \sum (p_n \times R)$$

備考 1 p_n とは、生産量等当たりの原単位をいう。

2 R とは、 p_n に対応した年間の生産量等

記入表2 水質汚濁物質の算出表

排水口名	① 排水量 ($\times 10^3 m^3$ /年)	② 濃度 (mg/l)	③ 排出量 (kg/年)	④ 生産規模	生産規模単位当たりの排出量
合 計		—	—		

別表第 5

事業所からの化学物質の排出量の算出方法

事業所における事業活動において取り扱う化学物質の種類、取扱量、排出量及び移動量を把握する。

人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある物質及びオゾン層を破壊する物質等については、平成 11 年 7 月に公布された特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（法律第 86 号）により、一定の事業者に対し、第 1 種指定化学物質について環境への排出量及び廃棄物としての移動量の届出が義務付けられ、自主的な管理の改善が求められている。

ここで対象とする化学物質は、条例及び規則に基づく、排煙指定物質及び特定有害物質とし、化学物質の排出量の推計方法を示す。大気、水域等別に排出量を把握することが困難な場合は、物質収支による方法により環境への合計排出量だけを求めることも考えられる。

化学物質については、排出量等を経年変化で把握し、排出量の抑制に努めることが重要である。

1 実測値による方法

実測した排水量（又は排出ガス量等）と排水（又は排出ガス等）中の濃度を乗じて、水域（又は大気等）への排出量等を推計する方法

例：溶剤を製造する工程で、対象化学物質（A）の一部が排水に混入する場合

〔水域への排出量（kg／年）〕

= 〔年間の排水量（m³／年）〕 × 〔排水中の A の年間平均濃度（kg／m³）〕

2 物質収支による方法

取扱工程における対象化学物質の収支から排出量等を推計する方法

例：対象化学物質（A）を含有している製品等を受け払い時に完全に移送できずに、残存したものを洗い流している場合

〔受け払い時等の損失量（kg／年）〕

= 〔取扱品の投入量（kg／年）〕 - 〔取扱品の移送量（歩留まり量）（kg／年）〕

〔水域への排出量（kg／年）〕

= 〔受け払い時等の A の損失量（kg／年）〕 × 〔取扱品中の A の含有率（％）〕 × 0.01

3 工学的計算による方法

水への溶解度（又は蒸気圧等）から排水（又は排出ガス等）中の濃度を工学計算で求め、排水量（又は排出ガス等）を乗じて、水域（又は大気等）への排出量を推計する方法

例：対象化学物質 A と対象外化学物質 B を原料として製品 C を製造する際に、製造工程中の生成物の静置・分離、濃縮、ろ過、水洗の過程で未反応の A を含む排水が発生する場合

〔水域への排出量（kg／年）〕

= 〔製造工程からの排水量（m³／年）〕 × 〔年間の製造日数（日／年）〕 × 〔A の水への溶解度（kg／m³）〕

4 排出係数による方法

取扱量と排出係数を掛けて、排出量等を推計する方法

例：対象化学物質 A を溶剤（反応溶媒）として使用し、製品 B を製造する際に、製造工程の排水中に A が少量混入して排出される場合（製品 B には A が含まれないとする。）

〔水域への排出量（kg／年）〕

= 〔A の購入量（kg／年）〕 × 〔水域への A の排出係数〕

記入表 3 化学物質の排出量及び移動量（年間値）

化学物質名	取 扱 量	排 出 量	移 動 量
	製造量	大気	kg
		kg	
	使用量	水域	
		kg	
	製造量	土壌	kg
		kg	
	使用量	合計	
		kg	
	製造量	大気	kg
		kg	
	使用量	水域	
		kg	
	製造量	土壌	kg
		kg	
	使用量	合計	
		kg	

備考 1 対象化学物質は、排煙指定物質と特定有害物質とする。

2 「取扱量」とは、事業所内で対象化学物質を使用した量と製造した量

3 「排出量」とは、事業所から環境中（大気、水域、土壌）に排出した対象化学物質の量

4 「移動量」とは、処理・処分のため、事業所から廃棄物に含まれて事業所外に搬出される対象化学物質の量

5 対象物質の数に応じて枠を増やして記載してください。

別表第 6

事業所で使用する自動車からの排出ガス量の算出方法

自動車からの排出ガス量の算出の対象は、事業所で使用する自動車の燃料等に由来する窒素酸化物（ NO_x ）及び粒子状物質（PM）とする。

自動車からの排出ガス量の算出は、条例第 106 条第 2 項に規定する自動車管理計画策定事業所にあつては、自動車排出ガス等管理マニュアルに定める方法により、自動車管理計画策定事業所以外の事業所にあつては、次の記入表 4 を用いて推計する。記入表 4 は、自動車からの排出ガス量を簡便に推計するため、 NO_x 及び PM の排出係数等は、規制適用年及び車種ごとの代表的な排出係数を平均した値である。事業所において把握している情報の内容に応じて、適切な排出係数や方法により算出し、物質ごとに事業所全体の排出量を合計して算出することが望ましい。

記入表 4 自動車からの排出ガス量の推計表

	自動車燃料 の種別	車 種	①燃料使用量 (k l / 年)	② NO_x 排出係数 (kg / k l)	車種別 NO_x 排出量 (kg / 年) = ① × ②
窒 素 酸 化 物 の 排 出 量	軽油	乗用車、ライトバン		6.0 kg / k l	
		その他		17.5 kg / k l	
	ガソリン	乗用車、軽乗用車		3.9 kg / k l	
		その他		11.4 kg / k l	
	NO _x 排出量の合計				
	自動車燃料 の種別	車 種	①燃料使用量 (k l / 年)	②PM 排出係数 (kg / k l)	車種別 NO_x 排出量 (kg / 年) = ① × ②
粒 子 状 物 質 の 排 出 量	軽油	乗用車、ライトバン		1.3 kg / k l	
		その他		3.0 kg / k l	
	ガソリン	乗用車、軽乗用車、 軽貨物車		0.1 kg / k l	
		その他		1.1 kg / k l	
	PM 排出量の合計				

別表第 7

事業所から排出される温暖化物質の排出量の算出方法

この指針において温暖化物質とは、二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）とする。温暖化物質の排出量は、これらの物質についての算出するものとする。その算出の方法は、各物質ごとに次に定めるところによる。

温暖化物質のうち、二酸化炭素又はメタンの排出量は記入表 5－1 により、それぞれ推計し、一酸化二窒素の排出量は記入表 5－2 により推計する。

それぞれの記入表は、事業所で使用されるエネルギーの消費量に各温暖化物質の排出係数（燃料など消費量当たりの各温暖化物質の排出量）を乗じて温暖化物質の排出量を推計するものである。

また、購入電力使用に伴う二酸化炭素の排出量は、自らの事業所内で排出されるものではないが、電力会社の発電所における排出量の一部を占めるというとらえ方ができることから、燃料使用に伴う直接的な負荷と併せて把握する。

なお、それぞれの記入表に掲げた排出係数は、エネルギーの種類別の平均値である。燃料の品質や施設の種類により実際の係数から若干の誤差があることから、使用している燃料について独自の係数がある場合は、その値を使用するものとする。

記入表の記入方法は、次のとおりである。

1 エネルギー消費量

(1) 燃料

年度内に消費している燃料の量を記入する。なお、製品の原料として使用している分に関しては、その量を除くものとする。

(2) 購入電力

年度内に電力会社から受け入れている電力量を記入する。

(3) その他

熱供給事業者、隣接する他事業所等から蒸気等の熱供給を受け入れている場合、又は上記以外のエネルギー源を利用している場合に記入する。

2 温暖化物質の排出係数

エネルギーの種類別の値である。二酸化炭素及びメタンに係るエネルギー種別の排出係数を次のとおり示し、一酸化二窒素の排出係数は、記入表 5－2 に示した。

次表及び記入表 5－2 に記載されていない燃料の場合には、他の値を参考に各温暖化物質の排出係数を推定して記入する。都市ガスについては、高熱量のものと低熱量のものがあり、排出係数は異なるが、便宜上、平均的な値を掲載している。

表 二酸化炭素及びメタンに係るエネルギー種類別の排出係数

エネルギーの種類		二酸化炭素の排出係数		メタンの排出係数	
燃料	灯油	2510	$\text{kg-CO}_2 / \text{k l}$	6.1	$\text{kg-CH}_4 / \text{k l}$
	軽油	2650	$\text{kg-CO}_2 / \text{k l}$	6.4	$\text{kg-CH}_4 / \text{k l}$
	A 重油	2770	$\text{kg-CO}_2 / \text{k l}$	6.5	$\text{kg-CH}_4 / \text{k l}$
	B 重油	2900	$\text{kg-CO}_2 / \text{k l}$	6.7	$\text{kg-CH}_4 / \text{k l}$
	C 重油	2960	$\text{kg-CO}_2 / \text{k l}$	6.9	$\text{kg-CH}_4 / \text{k l}$
	L P G	3020	$\text{kg-CO}_2 / \text{トン}$	8.6	$\text{kg-CH}_4 / \text{トン}$
	L N G	2790	$\text{kg-CO}_2 / \text{トン}$	9.2	$\text{kg-CH}_4 / \text{トン}$
	石炭	2400	$\text{kg-CO}_2 / \text{トン}$	—	
	木材	—		0.73	$\text{kg-CH}_4 / \text{トン}$
	木炭	—		0.78	$\text{kg-CH}_4 / \text{トン}$
	都市ガス	2.150	$\text{kg-CO}_2 / \text{m}^3$	2.99×10^{-3}	$\text{kg-CH}_4 / \text{m}^3$
購入電力		0.424	$\text{kg-CO}_2 / \text{KWh}$	—	
その他	熱供給（蒸気）	0.088	$\text{kg-CO}_2 / \text{k l}$	—	
自動車用燃料	ガソリン	2310	$\text{kg-CO}_2 / \text{k l}$	—	
	軽油	2650	$\text{kg-CO}_2 / \text{k l}$	—	

備考 1 この表に掲げる二酸化炭素の排出係数は、自動車用燃料にあつては、環境活動評価プログラム（平成 11 年 9 月、環境庁）により、その他のものにあつては、温室効果ガス排出量算定方法検討会報告書（平成 12 年 9 月、環境庁）による。

2 この表に掲げるメタンの排出係数は、木材、木炭及び都市ガスにあつては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（平成 11 年 8 月、環境庁）により、その他のものにあつては、温室効果ガス排出量算定方法検討会報告書（平成 12

年9月、環境庁)に示されているデータのうち、「ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用に伴う排出」による。

廃棄物の焼却又は下水処理場における下水の処理等に伴う温暖化物質の排出係数は、次の値を参考とする。

(1) 二酸化炭素の排出係数

区 分		二酸化炭素の排出係数
一般廃棄物の焼却に伴う排出		2,640 kg-CO ₂ /ト
産業廃棄物の焼却に伴う排出	廃油	2,900 kg-CO ₂ /ト
	廃プラスチック	2,600 kg-CO ₂ /ト

備考 この排出係数は、温室効果ガス排出量算定方法検討会報告書(平成12年9月、環境庁)による。

(2) メタンの排出係数

区 分		メタンの排出係数
下水処理場における下水の処理に伴う排出		0.00088 kg-CH ₄ /m ³
一般廃棄物の焼却に伴う排出	連続燃焼式焼却炉	0.00043 kg-CH ₄ /ト
	準連続燃焼式焼却炉	0.0090 kg-CH ₄ /ト
	バッチ燃焼式焼却炉	0.11 kg-CH ₄ /ト
産業廃棄物の焼却に伴う排出	紙くず又は木くず	0.0 kg-CH ₄ /ト
	廃油	0.00056 kg-CH ₄ /ト
	廃プラスチック	0.0 kg-CH ₄ /ト
	汚泥	0.0097 kg-CH ₄ /ト

備考 この排出係数は、温室効果ガス排出量算定方法検討会報告書(平成12年9月、環境庁)による。

(3) 廃棄物の種類別ごとの一酸化二窒素の排出係数

区 分		一酸化二窒素の排出係数
一般廃棄物の焼却に伴う排出	連続燃焼式焼却炉	0.0499 kg-N ₂ 0/ト
	準連続燃焼式焼却炉	0.0415 kg-N ₂ 0/ト
	バッチ燃焼式焼却炉	0.107 kg-N ₂ 0/ト
産業廃棄物の焼却に伴う排出	紙くず又は木くず	0.010 kg-N ₂ 0/ト
	廃油	0.0098 kg-N ₂ 0/ト
	廃プラスチック	0.17 kg-N ₂ 0/ト
	下水汚泥	0.892 kg-N ₂ 0/ト
	汚泥(下水汚泥は除	0.45 kg-N ₂ 0/ト

備考 この排出係数は、温室効果ガス排出量算定方法検討会報告書(平成12年9月、環境庁)による。

3 温暖化物質の排出量

エネルギーの種類別の消費量に、各温暖化物質ごとの排出係数をそれぞれ乗じて算出した値を記載する。

4 温暖化物質の排出量小計(自動車を除く。)

エネルギー消費量に係る温暖化物質の排出量の合計を記載する。

5 自動車用燃料(二酸化炭素の場合に限る。)

使用している自動車用燃料の量を記入する。

なお、事業所において製品等の輸送を外注している場合には、把握可能な範囲で、外注先における二酸化炭素の排出量を推計することが望ましい。

6 二酸化炭素の排出量の合計(二酸化炭素の場合に限る。)

二酸化炭素の排出量小計(自動車を除く。)と自動車の二酸化炭素の排出量を合計した値を記載する。

7 活動規模単位当たりの温暖化物質の排出量

第4号により算出したエネルギー消費量に係る温暖化物質の排出量の合計を基に、製品生産量、出荷額、従業員数又は延べ床面積のうち、いずれかで割った値を左欄に、同様に自動車用を含む二酸化炭素の排出量の合計を基に、製品生産量、出荷額、従業員数又は延べ床面積のうち、いずれかで割った値を右欄に、それぞれ記載する。

記入表 5 - 1 二酸化炭素又はメタンの排出量（年間値）の算出表

エネルギーの種類		エネルギー消費量	二酸化炭素又はメタンの 排出係数	二酸化炭素又はメタンの 排出量
燃料	灯油	k l	kg — ____ / k l	kg — ____
	軽油	k l	kg — ____ / k l	kg — ____
	A 重油	k l	kg — ____ / k l	kg — ____
	B 重油	k l	kg — ____ / k l	kg — ____
	C 重油	k l	kg — ____ / k l	kg — ____
	L P G	トン	kg — ____ / トン	kg — ____
	L N G	トン	kg — ____ / トン	kg — ____
	石炭	トン	kg — ____ / トン	kg — ____
	木材	トン	kg — ____ / トン	kg — ____
	木炭	トン	kg — ____ / トン	kg — ____
	都市ガス	m ³	kg — ____ / m ³	kg — ____
	廃棄物	トン	kg — ____ / トン	kg — ____
			kg — ____ /	kg — ____
			kg — ____ /	kg — ____
			kg — ____ /	kg — ____
	購入電力		kWh	kg — ____ / kWh
その他	熱供給（蒸気）	M J	kg — ____ / M J	kg — ____
			kg — ____ /	kg — ____
			kg — ____ /	kg — ____
			kg — ____ /	kg — ____
二酸化炭素の排出量小計（自動車を除く。）				
自動車 用燃料	ガソリン	k l	kg — ____ / k l	kg — ____
	軽油	k l	kg — ____ / k l	kg — ____
			kg — ____ /	kg — ____
			kg — ____ /	kg — ____
二酸化炭素の排出量の合計（自動車を含む。）				
活動規模単位当たりの 二酸化炭素排出量			自動車用を除く。	自動車用を含む。
		生産量当たり	kg ____ / トン	kg — ____ / トン
		出荷額当たり	kg ____ / 円	kg — ____ / 円
		従業員当たり	kg ____ / 人	kg — ____ / 人
		床面積当たり	kg ____ / m ²	kg — ____ / m ²

備考 二酸化炭素又はメタンの排出量は、この記入表によりそれぞれ推計してください。下線部分には、二酸化炭素の排出量を推計する場合にあっては「C O₂」を、メタンの排出量を推計する場合にあっては「C H₄」を記載してください。

記入表 5 - 2 一酸化二窒素の排出量の算出表

(単位 年間)

エネルギーの種類		用 途	エネルギー消費量	一酸化二窒素の排出係数		一酸化二窒素の排出量
燃 料	灯油	ディーゼル機関（定置式）	kl	0.059	kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
		ガス機関又はカソリン機関（定置式）	kl	0.022	kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
	軽油	ディーゼル機関（定置式）	kl	0.062	kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
		ガス機関又はカソリン機関（定置式）	kl	0.023	kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
	A重油	ディーゼル機関（定置式）	kl	0.062	kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
		ガス機関又はカソリン機関（定置式）	kl	0.023	kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
	B重油	ボイラー	kl	0.003	kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
		ディーゼル機関（定置式）	kl	0.065	kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
		ガス機関又はカソリン機関（定置式）	kl	0.024	kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
	C重油	ボイラー	kl	0.003	kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
		ディーゼル機関（定置式）	kl	0.067	kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
		ガス機関又はカソリン機関（定置式）	kl	0.025	kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
	L P G	ディーゼル機関（定置式）	トン	0.083	kg-N ₂ 0/トン	kg-N ₂ 0
		ガス機関又はカソリン機関（定置式）	トン	0.031	kg-N ₂ 0/トン	kg-N ₂ 0
	L N G	ディーゼル機関（定置式）	トン	0.089	kg-N ₂ 0/トン	kg-N ₂ 0
		ガス機関又はカソリン機関（定置式）	トン	0.033	kg-N ₂ 0/トン	kg-N ₂ 0
	木材	ボイラー	トン	0.014	kg-N ₂ 0/トン	kg-N ₂ 0
	木炭	ボイラー	トン	0.015	kg-N ₂ 0/トン	kg-N ₂ 0
	都市ガス	ディーゼル機関（定置式）	m ³	0.074	kg-N ₂ 0/m ³	kg-N ₂ 0
		ガス機関又はカソリン機関（定置式）	m ³	0.027	kg-N ₂ 0/m ³	kg-N ₂ 0
	廃棄物		トン	kg-N ₂ 0/トン		kg-N ₂ 0
				kg-N ₂ 0/		kg-N ₂ 0
				kg-N ₂ 0/		kg-N ₂ 0
購入電力			kWh	kg-N ₂ 0/kWh		kg-N ₂ 0
その他			MJ	kg-N ₂ 0/MJ		kg-N ₂ 0
				kg-N ₂ 0/		kg-N ₂ 0
一酸化二窒素の排出量の合計						kg-N ₂ 0
活動規模単位当たりの一酸化二窒素の排出量			生産量当たり	kg-N ₂ 0 /トン		
			出荷額当たり	kg-N ₂ 0 /万円		
			従業員当たり	kg-N ₂ 0 /人		
			床面積当たり	kg-N ₂ 0 /㎡		

備考 一酸化二窒素の排出係数は、ボイラーにあっては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく
地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（平成11年8月、
環境庁）により、その他のものにあっては、温室効果ガス排出量算定方法検討会報告書（平成12
年9月、環境庁）による。

別表第 8

事業所で使用する資源量の算出方法

省資源に関するものとして、事業所における事業活動に伴う水、紙、その他原材料、包装材等の利用量を、次の項目ごとに算出する。策定に当たっては、次の記入表 6 を用いて把握する。

- 1 製品の製造等に使用する原材料
- 2 製品の出荷、輸送時に使用する包装材
- 3 製品の製造等の事業活動に伴って使用する水
- 4 事務所等で使用する紙

記入表 6 資源利用量

資 源 名		分 類	使 用 量
原材料		原材料使用量	
		活動規模単位当たりの使用量	
		原材料使用量	
		活動規模単位当たりの使用量	
		原材料使用量	
		活動規模単位当たりの使用量	
包装材		包装材使用量	
		活動規模単位当たりの使用量	
		包装材使用量	
		活動規模単位当たりの使用量	
水		上水道	
		工業用水	
		地下水	
		その他（ ）	
		水使用量合計	
		活動規模単位当たりの使用量	
紙（事務所系）	コピー用紙		
		再生資源導入率（古紙： %）	
	コンピューター連続用紙		
		再生資源導入率（古紙： %）	
	トイレットペーパー		
		再生資源導入率（古紙： %）	
	その他の紙		
		再生資源導入率（古紙： %）	
	紙使用量合計		
		活動規模単位当たりの使用量	

別表第9

事業所からの廃棄物の排出量の算出方法

事業所から排出される廃棄物等の年間の排出量を記入表7により算出する。ただし、廃棄物の排出量を独自に把握している場合は、この限りではない。

なお、この指針でいう「廃棄物等」には、無償物である廃棄物の加え、有償物として再利用される紙くず、金属くず等及び建設事業に伴って発生する土砂等を含むものとする。

記入表7に掲げる各項目の記入方法は、次のとおりである。

1 廃棄物等種別

事業活動において排出される廃棄物の種類を記入する。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生ずる燃え殻、ばいじん、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ等という。産業廃棄物は、排出者が自ら処理するか、委託された産業廃棄物処理業者が処理を行う。ここでは、再利用されるものを含めて、「産業廃棄物等」としている。

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物である。ここでは、再利用されるものを含めて、「一般廃棄物等」としている。

2 廃棄物等発生量（イ）

廃棄物等の発生量（有価物処分も含む。）を記入する。

3 再資源化量（ウ）

廃棄物等発生量のうち、自ら再資源化している量又は再資源化している業者に持ち込んでいる量（以下「再資源化量」という。）を記入する。ただし、自家焼却しているものは含まないものとする。

4 廃棄物等処分量（イーロ）

廃棄物等発生量から再資源化量を差し引いた値を記入する。

5 再資源化率（ロ／イ×100）

廃棄物等発生量に占める再資源化の割合を記入する。

6 廃棄物等合計

廃棄物等発生量、再資源化量、廃棄物等処分量のそれぞれについて、合計を記入する。再資源化率は、合計値を用いて算出する。

7 活動規模当たりの廃棄物等の量

廃棄物等合計を、製品生産量、出荷額、従業員数又は延べ床面積のうち、いずれかで除することにより算出した値を記入する。

8 有害廃棄物

有害廃棄物発生量、再資源化量、処分量のそれぞれについて、数量を記入する。再資源化率は、有害廃棄物発生量に占める再資源化の割合を記入する。

なお、有害廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく特別管理廃棄物をいう。特別管理廃棄物とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として、特別の規制が講じられている有害な廃棄物である。

9 活動規模当たりの有害廃棄物の量

有害廃棄物の量を、製品生産量、出荷額、従業員数又は延べ床面積のうち、いずれかで割ることにより算出した値を記入する。

記入表 7 記入表：廃棄物等の排出量算出表

1 廃棄物等種別			2 廃棄物等発生量	3 再資源化量	4 廃棄物等処分量	5 再資源化率
事業系一般廃棄物等	紙くず	白上質紙	トン	トン	トン	%
		新聞紙	トン	トン	トン	%
		段ボール	トン	トン	トン	%
	厨房ごみ		トン	トン	トン	%
			トン	トン	トン	%
産業廃棄物等			トン	トン	トン	%
			トン	トン	トン	%
			トン	トン	トン	%
			トン	トン	トン	%
6 廃棄物等合計			トン	トン	トン	%
活動規模当たり	生産量	トン				単位：トン／トン
	出荷額	百万円				単位：トン／百万円
	従業員数	人				単位：トン／人
	床面積	m ²				単位：トン／m ²
8 有害廃棄物			トン	トン	トン	%
活動規模当たり	生産量	トン				単位：トン／トン
	出荷額	百万円				単位：トン／百万円
	従業員数	人				単位：トン／人
	床面積	m ²				単位：トン／m ²